

令和6年第3回
利根町議会定例会会議録 第3号

令和6年9月5日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総務課長兼選挙管理委員会書記長		中村寛之君
政 策 企 画 課 長		布袋哲朗君
財 政 課 長		木村宜孝君
防 災 危 機 管 理 課 長		亀谷英一君
税 務 課 長		鈴木壮君
住 民 課 長		大津聖二君
福 祉 課 長		服部豊君
子 育 て 支 援 課 長		松永重生君
保健福祉センター所長		勝村健君
生 活 環 境 課 長		雑賀正幸君
保険年金課長兼国保診療所事務長		松本浩睦君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		飯島弘君
建 設 課 長		大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課 長		清水敬子君
会 計 課 長		本谷幸洋君
学 校 教 育 課 長		大越聖之君
生 涯 学 習 課 長		古山栄一君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 弓 削 紀 之
書	記 齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和6年9月5日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には、反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣言し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番通告，1番山崎敬子議員。

〔1番山崎敬子君登壇〕

○1番（山崎敬子君） おはようございます。5番通告，1番山崎敬子です。通告に従い質問させていただきます。

今回は，動物愛護について，次世代リーダーの育成について，子育て世代についての三つの質問をさせていただきます。

まず最初に，動物愛護についてですが，昨年12月にも質問させていただきました。あれから9か月，その間に笠間にある動物指導センターへ2回ほど見学に行っていました。やはり実際に目の当たりにすると，思うことはたくさんありました。人になれない野犬が多く，その世話をしてくださるセンターの皆様には感謝しかありませんでした。蛇口を閉めることが大切，まさにそのとおりだと思いました。

2024年の動物愛護週間は，9月20日から9月26日までの期間です。昨年は9月の広報紙に，飼い主のルールや飼育のマナー，飼い主がいない猫についての記事を掲載しておりました。今年も掲載されていることと思います。

そして，利根町図書館でも，動物愛護週間用のコーナーが設置されております。この動物愛護週間は，動物の適正飼養や保護，虐待防止などに関する教育を促進し，動物と人間が共生する社会の実現を目指します。利根町には，野良犬はいませんが，野良猫がたくさんいますので，人と猫と共生できる環境になれるよう努力していきたいと思います。

それでは，一つ目の質問。昨年11月23日に利根緑地運動公園で開催された「わんてらす i n 利根町」ですが，とても大好評でした。

今年の開催はどのようになっておりますか。お伺いいたします。

以降の質問につきましては，自席から質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質問に対する答弁を求めます。

清水まち未来創造課長。

〔まち未来創造課長清水敬子君登壇〕

○まち未来創造課長（清水敬子君） それでは，山崎敬子議員の御質問にお答えいたします。

昨年11月23日に利根緑地運動公園で開催いたしました「わんてらす i n 利根町」は，町外・県外からの来訪者の獲得を目的に，町がシティプロモーション事業の取組として開催いたしました。当日は予想を上回る来場者があり，他県ナンバーの車も多く見られ，大変好評を得ることができました。

今年度の開催につきましては，当初は開催予定はございませんでした。わんてらすのイベントを主催している株式会社パシュートさんより，今年もぜひ利根緑地運動公園でわんてらすを開催したいとお話ございました。開催に当たっては，今年は町が主催するのではなく，株式会社パシュートさんが主催者となって単独で開催したいということで，10月6日日曜日に利根緑地運動公園で，第2回目の「わんてらす d o g & o u t d o o r マルシェ i n 利根町」が開催されることとなりました。

今年度は町制70周年でございますので、このわんてらすにつきましても70周年記念事業として位置づけをし、利根町と利根町観光協会は後援となって、開催をサポートしてまいりたいと考えております。

周知につきましては、これから町公式ホームページでお知らせをいたします。また、イベントの開催チラシを、9月6日に全戸配布させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 今年もまた10月6日に「わんてらすdog&outdoorマルシェin利根町」が開催されるということで、とてもうれしく思います。

今回のイベントでは、利根町の魅力をアピールできるようなPRブースのようなものは出せるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 町のPRブースの出店につきましてですが、昨年開催されましたわんてらすでは自治体連携ブースを設け、成田線活性化協議会の御協力をいただきました。成田線沿線の自治体から提供されたパンフレットなどの配布を行いました。今回につきましても同様に自治体連携ブースを出店する予定でございます。現在、近隣自治体への参加御協力の声かけをしているところでございます。また、今年は、利根町観光協会のほうでも、とねりんグッズの販売を行う予定となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 昨年、いろいろな県や市町村から、たくさんの方がわんてらすのほうにいらっしゃっておいりました。他県ナンバーを見るとというのがなかなかうれしいことだなんて思うので、せっかくそういう機会があるのでしたら利根町のことをアピールして、多くの皆さんに利根町のことを知っていただきたいと思っております。そして、利根町がやっぱりにぎわっていくことはとても良いことだと思いますので、またこのような機会、企画が今後も続いていけるように、よろしくお伺いいたします。

続きまして、2番目。どうぶつ基金についてです。

どうぶつ基金の行政登録につきまして、茨城県44市町村のうち、登録行政が32市町村ありますが、利根町は登録していないのはなぜなのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） どうぶつ基金への行政登録についてでございますが、今までは飼い主がいない猫に対する相談はありましたが、地域猫活動を開始する状況がなかったため、どうぶつ基金への登録はしておりませんでした。

昨年度より地域住民による地域猫活動が開始されたことや、今年3月に町内で初めて愛護団体が立ち上がるなど、動物愛護に対する活動が行われておりますので、7月に申請を

し、登録は済ませております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） どうぶつ基金に行政登録をしていただきますと、基金の行政枠というものが取ることができて、よりたくさん猫のTNRや不妊手術以外の補助も受けることができるようになるそうです。早急な登録、本当にありがとうございます。

続きまして、3番。町のホームページの「野良猫について」の最初の文言、「野良猫にエサを与えることは、飼い主とみなされます。」となっております。これは、とても相談しづらいように感じます。

違う表現にすることが可能か、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 御指摘いただきました内容につきましては、飼い主と同等の責任が伴うことを理解して行動していただくための表現でありましたが、読む方の捉え方もあるかと思われまので、違う表現に修正した上で、野良猫について周知させていただきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） やはり、飼いたいけれども、アレルギーや経済的な面で飼えない環境もあると思います。でも、目の前でがりがりになった、おなかをすかせた猫がいて、役場に相談したら、餌をあげたら飼い主になりますから餌をあげないでくださいと言われてたら、やはり私だったら、もう相談しに行くことはしないかなあって思ってしまいます。何とかしてあげたいけれども、何とかしてあげられないから、相談するのです。

昨年9月の広報紙ですが、飼い主のいない猫について、「野良猫を「かわいそう」と思う気持ちは人として当然ある感情です。しかし、単に餌を与える行為は、さらなる「かわいそう」な猫を増やす行為になります。」と書かれていました。猫に餌を与えることが、かわいそうな猫を増やす行為ではないと思います。かわいそうな猫を減らすために、野良猫一代で終わらせるTNR、前回も言いましたが、T r a p ・ N e u t e r ・ R e t u r n、捕獲器などで野良猫を捕獲し（T r a p）、避妊・去勢手術を行い（N e u t e r）、元の場所に戻すこと（R e t u r n）、そのような活動があります。それが、蛇口締めだと思えます。

野良猫に餌を与えることでどんどん増え、御近所トラブルになるケースもあると思います。そのようなトラブルが、TNRがどんどん進めば、減っていくことと思います。TNRされた猫は耳の先がカットされ、桜の花びらのようになっていますので、町民の皆様も温かく見守っていただけると幸いです。

続きまして、4番。動物が好きな人ばかりではありません。苦手な方もいらっしゃると思いますので、庭などに居着いてしまったなど野良猫の相談があった場合、対策として超音波器

など何台か町が貸出しすることができるよう、個人で捕獲されている方用に捕獲器を町でも用意し貸出しできるような、そのような対策ができるか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 議員の御指摘のとおり、動物が好きな人ばかりではなく、嫌いな方もいらっしゃいますので、近隣市町村での対応などを調査いたしまして、野良猫対策の一つとして機器の確保や貸し出す条件等、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） やはり、自分で対策しようと思っても、どのようにやったらいいか分からなかったりもすると思います。機器の貸出しなどをしていただければ、使ってみて良ければ購入を検討することもできるのではないのでしょうか。ぜひともよろしくお伺いいたします。

続きまして、5番目。利根町には地域での日常生活を通じて、動物愛護と犬猫の適正飼養の重要性についての啓発、繁殖制限措置に関する助言、犬猫の譲渡のあっせん等の活動や、災害発生時の動物愛護ボランティアリーダーなどで活躍していただくことを想定している、動物愛護推進委員というのはいろのか。また、動物愛護協議会の立ち上げなどは考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 現在、当町におきましては、動物愛護推進委員はおりません。

昨年度より地域住民による地域猫活動が開始され、また今年3月に町内で初めて愛護団体が立ち上がるなど、動物愛護に対する活動が行われております。町といたしましては、継続して活動が行えるよう、動物愛護推進委員の委嘱や、動物愛護協議会の設立に向け、準備していきたいと考えております。

また、当町では、公共的な課題の解決、もしくは地域の活性化につながる事業で、住民の皆様自らで取り組んでいただいた場合に、町から補助金を交付する利根町住民協働事業を行っておりますので、併せて検討していければと考えております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） 前向きにお考えいただき、ありがとうございます。

ちなみに、動物愛護推進委員というのは、どのような流れで委員になれるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは御質問にお答えしたいと思います。

動物愛護推進員になるためになんですが、茨城県動物愛護推進員設置要項というものがございまして、そちらに基づきまして、茨城県知事が委嘱することになります。茨城県の

募集を行うのですが、その際に応募した者や、市町村長や獣医師などから推薦があった者が、県知事が委嘱するという形になっております。

委嘱時の要件なんですが五つございまして、まず一つ目が、県内に在住し、18歳以上であること。二つ目が、動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と見識を有する者。三つ目が、県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者。四つ目が、動物愛護行政の推進に協力できる者。五つ目が、狂犬病予防法、愛護法及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の規定を遵守している者となっております、この五つの要件全てを満たす者が、茨城県知事が委嘱するという形になっております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。この動物愛護推進員が利根町にも誕生すれば、とても素晴らしいことだと思いますので、ぜひ推薦のほうをよろしく願いいたします。やはり、継続して活動が行えるということがとても大切になってくると思いますので、今後不幸な猫がいなくなるように御支援よろしく願いいたします。

続きまして、6番。茨城県動物指導センターでは、平成23年度から小学校において、動物とのふれあいを通じて命の尊さや大切さに関する児童への情操教育に寄与するとともに、飼育動物の適正な管理方法、動物由来感染症の予防についての知識の浸透を図る目的で、「動物ふれあい教室」を実施しております。利根町でも実施できたらよいと思うのですが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 茨城県の生活衛生課が開催する「動物ふれあい教室」につきましては、今年度4月に学校への周知を図り、参加希望の有無を確認しましたが、今回は見送らせていただきました。その理由としましては、対象となる動物が犬に限定されていること、また生命尊重や自然愛護の教育は、教科の学習を含む他の教育課程の中でも実施されていることなどが上げられます。

利根町教育委員会としましては、動物愛護のための教育を推進するため、小学校教員を対象に、動物飼育オンライン研修の受講を求めたり、指導課職員も自らこの研修を受講して、動物飼育の教育的効果について学んでいるところでございます。

今回御提案いただいた「動物ふれあい教室」も、子供たちの情操教育にはとても効果的であると考えておりますが、犬の苦手な子がいることや、アレルギーへの懸念もあることから、今後も慎重に検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。確かに、アレルギー、また動物センターにいる犬は人にはなれているといっても、やはり大きかったりとかすることもありますので、慎重に考えるというのはとてもしょうがないことだと思います。その代わりに、先生

たちがお勉強したり、いろいろしてくれていると思いますので、それをしっかり子供たちに伝えていただいて、命の大切さ、そういうものをぜひ小さな頃から学んでいただけると、とてもありがたいと思います。ありがとうございます。

それでは次の質問、次世代リーダーの育成についてに移らせていただきます。

1番。今年も暑い日々が続いています。昔は学校に冷水器がありました、たしか今はなくなってしまったと思います。学校での水分補給の考え方、熱中症対策について伺いたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） まず、学校における水分補給については、毎日水道水の水質検査を行い、飲料水としての基準を満たしているかの確認を行っております。また、水筒の持参を推奨し、登下校途中や校舎の外など、水道のない場所でも水分補給ができるようにしております。

水筒の水がなくなってしまった場合は、ほとんどの児童生徒が水道水を足しておりますが、中には補充用のペットボトルを持参しているお子様もおります。また、緊急時を想定し、保健室にも経口補水液や飲料用のペットボトルをストックしております。

次に、熱中症対策につきましては、文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」に従って対策を進めており、具体的には、水分補給や塩分補給のできる環境整備や、暑さ指数（WBGT）の計測に基づく部活動やその他の教育活動の実施の判断、児童生徒が自らの体調管理ができるようにするための教育指導、これらのことに取り組んでおります。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。

水道水がやっぱり主流といったらおかしい話なんですけれども、中にやっぱり水道水を飲むのが嫌な子は自宅からペットボトルを持参してくるということでもよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 基本的には、そうお考えいただいとと考えております。緊急的な場合には、ペットボトルからという場合もございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。

これ昨年に、中学校のお子様を持つお母様から御相談を受けました。やっぱり水道水を飲むのが嫌だな、冷水器があればいいんだけどもなという話。でも、冷水器はやっぱり衛生上あまりよろしくないということで、たしか撤去されたという経緯もありますので、今回ちょっと心配だったので、質問させていただきました。でも、水道水のほうの水質検査もきちんとされているようなので、学校として対策、ありがとうございます。これなら、安心して学校に通うことができると思います。秋の気配は感じてきておりますけれども、

まだまだ今週も34度とか35度とか暑い日が、やっぱり暑さの厳しい日が続くと思いますので、水分補給をしっかりと、熱中症のないように御指導よろしく願いいたします。

それでは、2番。近年、想定外の災害が多くなっているように感じます。子供たちが日頃から防災と減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で考え判断し行動できる「防災力」を身につけることを目的としている「ジュニア防災検定」というものがありますが、取り入れることができますか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 御指摘のとおり、子供たちが防災や減災に関心を持ち、自分で考え行動できる力を育むための防災教育は大変重要です。

現行の学習指導要領にも、防災や減災に係る教育は、社会科や理科、体育などを中心に、教科の学習の中に位置づけられており、発達段階に応じて、災害対応等に求められる資質・能力が育まれるよう、既に指導が行われております。

議員御提案の「ジュニア防災検定」については、一般社団法人である防災教育推進協会が主催している民間資格と認識しております。検定料についても3,000円程度の費用が必要であり、学校教育として導入する予定は、現在のところございません。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。確かに、検定料があると、なかなか難しいところはあると思います。いつどこで起こるか分からない地震、今までに経験したことのないような豪雨などが、今、本当に想定外なことが多く起こっております。そんなときに知識があれば役立つのかなと思い、御提案というか、させていただきました。学校のほうでもしっかりその辺が学んでいけることと思いますので、今後そういう防災の知識をしっかりと、子供のときからやっぱり知識を入れておけば、大人になってからも忘れないと思いますので、今後とも教育のほうよろしく願いいたします。

続きまして、3番。現在、小学校6年生になると議場見学を行っておりますが、もっと政治への関心を深めてもらうために、子ども議会の開催ができればと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 選挙権年齢の引下げに伴い、義務教育段階における主権者教育はますます重要性を増していると考えております。

その一環として行われている、利根小学校の6年生が実施している議場見学、こちらにつきましては、今年度、6月27日木曜日に実施され、その際には議員の皆様の御協力もいただき、大変ありがとうございました。議員の皆様には、一般的な議会運営の説明のみならず、子供たちからの質問や町政への要望等もたくさん聞いていただきました。まさに、ミニ議会のような活動になり、とても充実した学習活動になったと考えております。

この議場見学のメリットとしては、6年生全員の子供たちが等しく学習に参加できるこ

とや、議員の皆様との交流の場面があり、子供たちが議会を堅苦しく捉えるのではなく、親しみを持って町の政治の仕組みを学ぶことができる点が挙げられます。このことから、主権者教育の一環として、今後も議場見学は実施していきたいと考えております。

議員から御提案をいただきました子ども議会の取組も、大変有効な主権者教育の手だてであると考えますので、学校のほうには意見を伝えさせていただきます。ですが、教育活動を計画するのは学校が主体となりますので、議場見学を上回る教育的効果が認められるプランが学校から上がってきた場合には、こちらから議会事務局のほうに提案をさせていただきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 今、課長からもありましたけれども、私からも一言付け加えさせていただきます。

成人年齢が18歳に引き下げられました。高校生が選挙権を持つということになりました。子供たち、18歳になって初めて主権者となるわけではございません。

小学校の社会科では、市町村の公共施設について学び、また税の役割なども内容に入っております。中学校でも、公民で選挙の仕組み、政治参加について学びます。教科だけでなく、道徳では権利と義務について、あるいは集団や社会と個人の関わりなどの価値に関する考えを深めたりしてきております。また、特別活動の小学校の児童会、中学校の生徒会では、自発的・自主的活動を通じて、自分たちの学校の生活をよりよくする態度を育ててきております。

このように考えてみると、子供も1人の国民としてよりよく生きることを、様々な学校教育活動を生かしていく必要があります。現在、町で策定が進められている利根町総合振興計画でも、昨年、中学生の声を聞き、ワークショップ、将来のまちづくりに反映させようと授業で取り上げました。みんなのまち基本条例第7条でも、子どものまちづくりへの参加、これが明確にうたわれております。現在行われている町の議場見学からさらに一歩踏み出して、自分の意見を実際の行政に働きかける子ども議会も、意義は大変大きいと考えています。これから検討していく課題であろうと思います。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。こちらも、とっても簡単にできるものとは、やはり思っておられません。とっても壮大なプロジェクトになってしまうと思います。ただ、こういうふうに、町の議会も、生徒会とかと同じように決まっているんだよということを目の当たりにできる、こういう子ども議会も多分いろいろなやり方があると思うので、一概には言えませんが、例えば議場をお借りして実際にやり取りをするとか、そういうことをすれば、子供たちはこういうふうに町でいろいろなことが決まっていくんだな。例えばそれをユーチューブで配信して、お母様たちが見て、こういうことなんだっていうふうに親、大人の世代がより興味を持ってくれば、子供たちがお勉強したことが、

よりもっと大きなものになっていくのではないかと考えております。

小さな頃から、子供たちがやはり政治とか防災とか動物愛護などに、そういうものを身近に思ってくれれば、それが親へ、また祖父母へ、周りの大人たちにも伝わっていくこともあるのではないのでしょうか。実際に災害が起こったときとかに、子供たちがそういう積極的に動くことができれば、周りの大人たちも動かざるを得ない、動いてくれる、何かそういうふうを感じるところでございます。これからの次世代リーダーの育成について、期待しております。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） ありがとうございます。

選挙の話と、その前の防災検定の話がありましたけれども、そこに、議員の質問の中に、自分で考え判断できる力を身につけさせると、まさに学校教育の究極の目標がそこにあるのではないかなと思います。

普通学校では1時間目から6時間目まで学習、授業をやっているわけですがけれども、そこで自分で考え、判断をして、手を上げて自分の言葉で発表すると、そういった小さな実践力というんでしょうかね、その繰り返しの中で、自分の思いを行動にできるようになっていく子供たちを1人でも多く育てていきたいと思う気持ちは、議員と全く同じでございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。本当に、今後の次世代のリーダーがより多く育つように、これからの学校教育に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。子育て世代についてです。

1番。産後女性の健康診断の受診状況についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 産後女性の健康管理につきまして、産婦健康診査を実施しております。産後2週間目と1か月目で計2回、産婦健康診査が受診できるように、全員に受診券を交付しております。産婦健康診査は出産した医療機関で受診し、産後の生活状況や育児の状況、お母さんの体調や精神状態を、産後鬱の問診票などを利用して、聞き取り及び診察を行っております。その結果につきましては、市町村へも報告されますので、必要に応じて保健師が連絡や訪問等を実施し、産後の相談支援を行っております。また、医療機関と連携が必要なケースにつきましては、情報を提供しまして、今後の支援につなげております。

受診状況としましては、令和4年度の実人数は30人、延べ件数は53件利用されています。令和5年度の実人数は35人で、延べ件数は64件となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。ほとんどの方が両方とも受けられているという感じですね、2週間後と、もう一つの1か月。それなら安心しました。やはり、女性の体って、産後鬱とか、ホルモンのバランスが崩れるときに、やはり鬱になったりとかしやすいと思いますので、その辺のケアをしっかりとできているということなので、とても安心しました。

では、続きまして、2番。利根町で行っている集団検診のどこか1日でもいいので、託児所を開設できないか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 保健福祉センターで行っている子育て世代を対象とした集団での検診は、20歳から受診できる子宮頸がん検診と、30歳から受診できる乳がん検診がございます。

御質問にあります、集団での検診時における託児所につきましては、以前は保育のサポートができる日を設定しておりました。集団で行う子宮頸がん検診や乳がん検診は予約制を取っておりますので、予約の段階で、保育士のサポートが必要な方へは保育士がサポートできる日程を紹介し、利用していただいておりますが、保育士のサポートを希望する方が少なく、利用者がいない状況が続きましたので、現在はそのような保育のサポートができる日を設定してございません。

しかしながら、子育て世代への支援として、子宮頸がんと乳がんの集団検診時における保育のサポートの必要性につきまして、再度検討しているところであります。来年度には、子宮頸がんと乳がんの集団検診時に、保育のサポートができる体制を再開したいと考えております。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 子育て支援課で行っている子育て世代を対象とした健診は、乳幼児健診及び相談事業でございます。こちらにつきましては、お子さんの様子も観察しながら、お母さんからの話を伺っております。母子を別々に、別にした完全な委託という形ではなく、会場内でサポートする形を取っております。お母さんがゆっくり相談できるように、全ての健診及び相談事業に関して、子育て支援センターの保育士さんが入っております。お母さんのお話を伺っている間に、お子さんが飽きてその場を離れたりしたときに、お子さんを見たり、待ち時間に遊びを提供するなどのサポートを行っております。

相談事業では、お母さんたちが交流し、情報交換ができる場となるように、状況に応じてサポートを行っております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。お母さんの健康診断のときに保育のほう

を考えていただけるということなので、とても安心しました。

お子さんがいることで検診を諦めてしまうというのはとても残念に思うので、病気というのはやっぱり早期発見ができることが一番だと思っております。そういう検診が、せっかく受けられる検診がよりたくさん利用されるように、そのような検診になっていただくととてもよろしいかと思っておりますので、今後検討をよろしくお願いいたします。

それでは、3番目。産後ケア事業の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 産後のお母さんは、議員さんがおっしゃりましたように、ホルモンのバランス等が崩れたり、家庭内の環境が大きく変わることにより、産後鬱や育児不安など精神的にも不安定になりがちです。そのようなときに、周囲のサポートが思うように受けられない場合に利用できるサービスとして、産後ケア事業を行っております。当町では、日帰り型と宿泊型、1人につき合計5日間利用できます。利用状況としましては、令和4年度には1人、宿泊型で4泊、令和5年度につきましては希望者がありませんでした。8月末現在につきましては、2人の利用がありまして、1人は日帰り型、1人は宿泊型、1泊の利用となっております。

産後ケア事業につきましては、妊娠届のときにお知らせ、こういう利用、こういうことも利用できますよということでお知らせをしております。また、新生児訪問のときに、もしそういうのを利用してということのときには、そのときにも紹介をしたりとか、あと病院のほうでもそういう利用したほうが良いというものがあれば、お知らせしていただいて、周知をしております。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。

議員研修で他県の議員さんと情報交換をする機会がありまして、その方が御自身が産後鬱になられて、そこから回復していくというお話を伺って、利根町の産後ケアが今どうなっているのかという話をお伺いしました。やはり今、核家族化がとても進んでいて、周りに頼れる親族がいなかったり、なかなか、何ていうんでしょう、携帯とかで情報は氾濫している、情報を得ることはできても、なかなかそれが自分の中で考えていく、人との付き合いがコロナ以降やはり少なくなっているのかなと思う部分もあるので、こういうケアはとても大事だと思っております。

また、この産後鬱に関してなんですけれども、バランスボールで元気を取り戻したというお話を、ほかの議員さんからお伺いいたしました。やはり、産後は、体も心も脳も大きく変化していくと思います。バランスボールだけではなく、ヨガなど、体を動かしたり、リラックスすることが、やはり鬱から脱却するよい方法なのかなあと思っております。

産後鬱もそうなんですけれども、今度更年期になってきてもホルモンバランスなどの関係でやっぱり鬱の症状が出てきたりもするので、もしできれば産後世代と更年期世代の多

世代の交流の場ができれば面白いかなあと考えておりますので、そのうち考えていただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

続きます、4番目。公園の遊具について、やはり小さなお子さんがいる御家庭で、お外で遊べる場所がないと嘆いている子育て世代の方がいました。例えば、今、公園はたくさんありますけれども、遊具がない、そういうところに、レンタル遊具など、ちょっと安く使えるような遊具もあるそうなので、そういうのを活用して、子供たちの遊び場を確保することができないか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 公園の遊具につきましては、老朽化が進んでいることを鑑み、地区の意見や要望などを踏まえ、その公園の実情を把握した上で、既存遊具の更新や撤去を行っております。

議員御提案のレンタル遊具につきましては、持ち運びを容易にするために基礎がない据置き型となっているため、設置の際には事故防止の観点から監視をする人員を配置することが望ましく、保育士などの人員が確保されている幼児施設や、人が集まり開催時期が決まっている各種イベントなどでは有効に活用ができますが、管理人のいない無人の公園への常設は困難であると思われまます。

今後、既存の公園に遊具を新設する予定はございませんが、町では学校跡地利活用方針の中で、子育て世代の支援・交流の施設として、旧文小学校へ大型遊具の設置を検討しているところでございます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。そうですね、やはりレンタル遊具は確かに据置きには向かないということで、納得いたしました。

文小学校に大型遊具を設置する。文小学校に設置する、はい。何でしょう、私が子育て世代のときの考え方だったんですけども、子供たちを今、利根町は近くに遊びに行くところがないので、どうしても車で出かける、車で公園に連れて行くしかないというのが現実だと思います。そのときに、ただ公園だけではなく、例えばじゃあそこでお昼御飯が食べられるかな、そこで帰りに買物して帰れるかな、何かそういうことを考えながら公園に出かけるお母さんが私は多いのかなあと考えておりました、今の文小学校ですと周りに何もないような状況であるので、なかなか利用する人が少ないのかなあなんていうふうに、ちょっと思ってしまったりもする部分があります。それはまだ検討中だということなので、また次の機会に質問させていただきたいと思っております。

雨の日などの遊べるようなスペースというのは、今後できる予定とかはありますでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

今現在、文小学校の跡地に、健康増進施設を含めました総合型の施設のほうを開設する予定で今、進めているところです。2階に子育て世代や交流の支援を行うような施設を行いますので、雨の日にも、多少マットが引いてあるような場所で、幾つかの遊具があるような形で遊べる施設をと今、考えているところでございます。グラウンドのほうにつきましては、先ほどまち未来創造課長からも答弁ありましたが、大型遊具のほうを設置したいというふうに考えております。

町内外から人が集まる施設ということで、そちらのほうをまず一つの拠点として整備を行いまして、敬子議員がおっしゃるとおり、買物等する場所はないんですけれども、例えば家族そろってお弁当をつくって来られるとか、そういう場にもなると思いますので、その辺につきましては今後検討しまして、また進捗状況のほうと併せまして、校庭の、グラウンドの利活用の活用案の意見募集のほうも併せて行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員。

○1番（山崎敬子君） ありがとうございます。雨の日に遊べるスペースは、やはり親として、とてもありがたいと思います。子供が家の中で暴れると、皆さん御承知だと思いますけれども、大変なことになると思います。そのときに、やはり体を大きく動かせる場所が屋内であるというのは、利根町の子育てしているお母さんは本当にありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今後、遊具のほうに関しても、いろいろな意見が取り入れられると思いますので、それを期待しつつ、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 山崎敬子議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時5分とします。

午前10時51分休憩

午前11時05分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告、4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 6番通告、4番峯山典明です。議場にお越しの皆様、そしてチューブでライブ配信を御覧の皆様、本日はお忙しい中議会を傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、町の一般事務について、五つの質問をさせていただきます。

それでは、一つ目の質問をいたします。一つ目の質問は、新型コロナウイルスワクチンについてです。

10月から接種が始まる新型コロナウイルスワクチンの詳細及び予防接種健康被害救済制

度について伺います。

以降は自席から質問いたします。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。
佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、峯山議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年度末で「特例臨時接種」が終了し、令和6年度から新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことが目的とされました。新型コロナ感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、毎年秋冬に1回、その年のウイルス株に対応するワクチンの接種を「定期接種」として実施することとなりました。

定期接種の対象者ですが、65歳以上の方と、一定の基礎疾患を有する60歳から64歳までの方となります。一定の基礎疾患とは、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方となります。

接種料金につきましては、全額公費による接種は令和5年度末で終了しており、今回の定期接種では、原則、有料での接種となります。ただし、今年度については、設定された定期の予防接種期間内に接種した場合は助成金の対象となり、接種1回当たり、国から8,300円、町においても接種1回当たり2,000円の助成を予定しております。

新型コロナワクチンの定期接種における接種時期や接種回数、使用するワクチンに関する考え方は、現時点での国から案として示されているものとなります。予防接種実施規則の整備やワクチンの薬事承認など、今後、国のほうで進めていくこととなります。

続きまして、予防接種健康被害救済制度についてお答えいたします。

一般的に、予防接種後は、接種部の痛みや発熱、倦怠感などの副反応が起こることがあります。また一方で、極めてまれではありますが、接種を受けたことにより健康被害が生じることがあるため、国による救済制度が設けられております。

救済制度においては、特例臨時接種または定期接種にて行われた予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費や障害年金などの給付を受けられるものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症が予防接種法のB類疾病に位置づけられましたので、接種後に何らかの重篤な症状が出た場合には、予防接種健康被害救済制度の「B類疾病の定期接種」として請求をしていただくこととなります。請求は、健康被害を受けた御本人やその御家族の方が、予防接種を受けたときに住民登録していた市町村に行うこととなります。その後、国の疾病・障害認定審査会においてワクチン接種との因果関係など調査審議を行い、認否が決定されるような流れとなっております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 答弁の中で助成があるというお話でしたけれども、国から8,300円、町が1回2,000円ということなんですけど、具体的に個人が負担する費用は幾らになるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 個人負担の件なんですけれども、今のところワクチン代と手技料ということで、接種費用が約1万5,300円程度になります。このうち、国から8,300円、町から2,000円ということで差し引きますと、5,000円程度の自己負担額になるのであろうかと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） こちらの助成を受けるに当たりまして、その助成の申請方法はどのようなになっておりますか。それとも、最初からもう特に何か申請するというのではなく、最初から5,000円程度の負担で問題ないということによろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 65歳以上の方につきましては、今月末に助成券のほうを郵送する予定でございます。60歳から64歳までの基礎疾患のある方につきましては、申請をいただいて交付するような手続になっております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今現在、インターネット、あとテレビも含めてですけれども、ワクチンに関して様々な情報が飛び交っておりまして、専門家はもちろんのこと、専門家でない方からもいろいろな発言がありますので、不安を抱えている方、大勢いらっしゃいます。

今回の定期予防接種で使われるワクチンは、レプリコンワクチンなのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 今回、使われるワクチンにつきましては、審議会の推奨事項としまして、「オミクロン株のJN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこと」に対応するワクチンということで、現在、国のほうで薬事承認を行っているところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 10月から接種が始まるということなんですけれども、今現在、まだ承認はされていないということなんでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） その件につきましては、まだ国のほうから正式な通知とか来ておりませんので、まだ分からないところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 来月から始まるワクチン接種に関しても、その情報が国からまだ届いていないということで、大変不安を余計募ってしまうんですけども、ちょっと隣の取手市で起きたこととお話いたします。

取手市民の方で、新型コロナウイルスワクチンを接種した後に歩けなくなってしまいました、どうしたらよいのか困っているという問合せが、日本共産党の取手市委員会事務所に連絡がありました。日本共産党の取手市議会議員が取手市保健センターにその旨を伝えたと、保健センターでは分からないと言われました。そこで厚生労働省に連絡したところ、茨城県で対応しているから県に連絡してほしいと言われ、今度は県の担当課に連絡したそうです。すると、県の担当課から接種した病院に行してほしいと言われていました。たらい回しになっています。厚生労働省、茨城県、取手市という政府と行政が、ワクチン接種後の体調不良について対応していないという状況になっていました。

もし、利根町で新型コロナウイルスワクチン接種後に歩けなくなってしまった、重篤な副反応が出たという方がいらっしゃった場合、どのような対応になるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） そのような重篤な健康被害生じた場合には、保健福祉センターにおきまして相談、受け付けておりますので、県内、県の機関におきましても相談を受けますが、町としても保健福祉センターのほうで相談は受け付けております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） では、利根町では、重篤な副反応出たという場合は、ひとまず保健福祉センターで相談に乗っていただけるということでよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） はい。そのとおりでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 予防接種の健康被害について、ちょっとここで話いたします。

厚生労働省の疾病・障害認定審査会の感染症予防接種審査分科会では、予防接種健康被害認定者数が公表されております。このことは御存じだと思いますけれども、この資料が、すごい数字なんです。予防接種健康被害救済制度は、昭和52年から始まった制度です。余談なんですけれども、ちょうど私が生まれた年に始まっているので、今年で47年目の制度になります。昭和52年から令和3年までの約44年間で、予防接種健康被害認定件数が3,522件、死亡件数が151件でした。これは、約44年間の数字です。

そして、新型コロナウイルス感染症が流行し始めた2021年8月から、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会が認定件数をまとめています。直近の2024年6月10日に行われました第18回感染症予防接種審査分科会では、健康被害認定件数が7,458件、これ累計です、死亡件数618件。約4年間の数字で、これだけ広がっております。約44年間で3,522件だったものが、たったの4年間で7,458件。死亡件数は、約44年間で151件だっ

たものが、直近の4年間で618件。この数字聞いてしまうと、新型コロナウイルスがはやり出してから健康被害というのは物すごく増えておりまして、このデータを重く受け止めるべきだと私は考えるんですけれども、この予防接種健康被害救済制度、知らない方が大勢いらっしゃると思います。

利根町では、この制度についてどのような方法でお伝えしているのでしょうか。周知の方法を伺います。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 健康被害の周知の方法ですけれども、町公式ホームページや、あと助成券を送るパンフレット、ここの中にも一文として載せてございます。そういった状況であります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ワクチンを接種する病院で、健康被害の救済制度の説明というのはされますか。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 接種するときに、医師のほうから問診がございます。その中で、健康被害に関してもお話はされているかとは思いますが、御本人の同意がないと接種できないような形にはなっております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 医療行為は、インフォームド・コンセントが大変重要だと考えております。説明したからそれで終わりということではありませんので、十分な話し合いの下、ワクチン接種の決定が行うということがある。そして、利根町では、保健福祉センターで重篤な副反応出た方、相談乗っていただけるということで、周知していただければと思います。

では、続きまして、二つ目の質問。住民協働事業について質問させていただきます。

過去に採択された住民協働事業のうち、現在も事業を継続することができている団体、事業はあるのでしょうか。また、住民協働事業の目的と今後の展望について伺います。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

住民協働事業は、住民団体が自主的または主体的に企画し、実施する公共性のあるまちづくり事業を行う場合に、その事業に要する経費の一部を助成し、行政単独または町民単独では解決できない地域課題の解決や公共サービスの提供につなげることを目的としております。

過去に採択しました事業のうち、現在も継続した活動を行っている団体はあるのかとのご質問ですが、過去に採択しました団体につきましては、現在、全て自立して活動を行っていただいております。平成27年に採択しました「利根町探訪の会」は、小中学校

での授業の一環として、俳句の指導を行っていただいております。平成28年に採択しました「さくらまつり実行委員会」は、今年度は残念ながら庁舎の大規模改修工事により開催できませんでしたが、毎年4月に「さくらまつり」を役場イベントホールや駐車場を利用し、開催していただいております。平成30年に採択しました「桜つつみ保存会」は、利根川堤防沿いの桜、182本の桜つつみの保存活動を行っていただいております。

現在、住民協働事業の補助金を活用し事業を行っていただいている4団体の中でも、会員の高齢化や、補助期間終了後の運営資金面に課題が残る団体もございます。今後は、提案いただいた団体と直接事業に関係する役場の担当課の設定や、その役割のほうを明確にしまして、提案団体と担当課のつながりを構築することで、補助事業期間終了後も自主的・主体的に事業を継続できるよう、お互い取り組んでいければというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 過去に採択された事業が全て継続されているということで、大変素晴らしいなと思います。

そして、今現在、住民協働事業4団体活動されているということですが、今現在この4団体から、将来的な自立に向けて何か困っていること、相談内容というものが出来ればお答えください、伺います。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 先ほども少し触れましたが、やはり会員の高齢化が一番の問題でして、高齢化によりまして、会員がどんどん減っていつてしまっている。その中で、審議会の中でも、今現在活動していただいている4団体の中で、連携して行う団体、そういうところがあればありがたいねという話がありますけれども、その辺につきましては、団体同士のコミュニティーがうまくいつているかどうかというのは分かりませんので、今のところの課題としましては、会員の高齢化が一番の課題だと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 会員の高齢化によって、今後会員数確保できるかどうかというのは、すごく大事なことだと思っております。

恐らく、「とねっと」で募集されていたり、利根町ホームページ、そして広報で募集されている団体もあるかと思いますが、今年度、新規の事業はなかったということで合っていますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今年度につきましては、新規の事業はございませんでした。

令和7年度、来年度の募集に関しましては、今「広報とね」のほうに掲載しておりますので、9月末まで募集のほうを行っておりますので、この場をお借りしまして、ぜひ何か公

共性のある事業を実施したいという団体があれば、申込みいただければと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） これまで補助金を活用しての協働事業ということだったんですけども、この補助金を活用しない形での支援というものは、協働事業の中でございますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今、政策企画課のほうでは、住民協働事業ということで、補助金を活用した形で団体に支援をしておりますけれども、その以外で担当課のほうで、例えば物資をお貸ししたりとかというのは恐らくやっているところもあるのかなと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） もちろん、物資を貸すだけでなく、例えば施設の無料開放だとか、ボランティアに近い形で活動されている方たちになりますので、ぜひそこも検討していただきたいなと思っております。

もしくは、もう既に、施設の無料開放というのはされているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 協働事業とか、あとは例えば社会活動だったりとか生涯学習事業だったりとか、そういうところでは減免措置だったりとか、もしくは協働事業でやっているの、取りあえず今の段階では無料で貸し出しするというような形では対応させていただきます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先ほど補助金を活用しない形での支援ということで、住民協働事業ございますかという質問させていただいたんですけども、例えば東文間小学校の利活用について、こちら都市計画法の制限で、改修費用等の理由によって過去に数件の事業者から提案があったけれども、取下げがあったり、市街化調整区域のため困難ということから、利活用を断念するという団体がございました。

そこで、例えば利根町の在住、在勤、在学、もしくは町外含めて、これは地区計画という形になるのでしょうか、地区計画を策定すれば、東文間小学校利活用できるのかなというところで、もしこの地区計画を策定して東文間小学校活用したいという団体があった場合、事業計画の立案や策定を官民で協力して事業が実現できるようにするというのも補助の形の一つかなと思いますけれども、住民協働事業というところではいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 東文間小学校に関しましては、用途変更ができたからといって、その建物がすぐ使えるわけではございません。あちらにつきましては、学校施設ですので、昨日ちょっと触れましたけれども、壁が燃えやすかったりとか、不特定多数が来る方に対しては排煙窓をつけないといけないとか、そういうような制限がかなりござ

いますので、用途が変わっただけで使えるというわけではございませんので、その辺はちょっと難しいのかなとは思っています。

ただ、文小学校の跡地につきましては、複合施設につきましては、町民が集まる施設という形ですので、そういう団体が利用しできるような形で、部屋の開放なんかもちょっとしてみたいなというふうには考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 利根町は2017年に過疎地域に指定されたわけですがけれども、2014年にまち・ひと・しごと創生法が設立されてから、地域活性化、地域おこし、地方創生を掲げて、日本全国で各地域独自の様々な事業が行われております。地元の産業、そして観光資源を生かしたり、もともとその地域で盛んだったスポーツ、教育、研究を生かしたりしております。

地域おこし、まちおこしという分野では今、何がささるか分からない状況ですので、本当に利根町で何か、本当にささいなことでもいいので、あったときにそれを支援して、活動を広げて、行く行くは利根町の発展に寄与していただくということは大変大事だと思っております。

そのようなところで、利根町で活動している団体たちに対してアンテナを広げていただきたいんですけれども、何かそのような工夫はございますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 様々な団体があるとは思うんですけれども、ちょっと私、全ての団体がどういう活動をしているかというのは、大変申し訳ございません、把握していないわけなんです、できるだけ町民の皆様が活動している団体の支援はしていきたいというふうに考えております。

ただ、自立している団体もあれば、やはり困っている、これからつくりたいという団体もございます。住民協働事業のほうは、公共性のある活動で、そういうものがあれば補助金を活用して使えるということですので、使っていただければありがたいなというふうに思っておりますし、そういう活動が地域に広がっていくことにより、利根町の活性化につながるのかなと思っておりますので、その辺は担当課としましても、広報、周知等をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） これまで私が様々な団体の方たちとお話ししたり、個人の方とお話しして、鶴首かぼちゃの栽培やサツマイモを使った6次産業、ヒマワリから油を抽出する活動や養蜂、蜂蜜づくり、地域猫活動、子ども食堂、コウゾの木から和紙をつくる活動、ニュータウン在住の方が考案した利根町発祥のニューソースがございました。これら貴重な利根町の財産だと思いますので、このままの形にしておくのは非常にもったいないと考えます。ぜひ、利根町に暮らす方々がやりたいことをやれるような環境を整えていただけ

たらと思います。その可能性が住民協働事業には十分ございますので、ぜひ今年度のように新規事業がゼロということはないように、来年度、ぜひ広く周知していただけたらと思います。

では、続きまして、次の質問に移らせていただきます。フィルムコミッションについてです。

映画・CM・MV等の撮影において、公共施設を貸出した際には使用料が無料となっている理由、そして町公式ホームページでエキストラを募集した際の待遇について伺います。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 当町では、映画やテレビドラマ、CM、ミュージックビデオなど、ロケーションを誘致し、撮影がスムーズに進行できるようサポートする「フィルムコミッション事業」を行っております。フィルムコミッションは、町の認知度向上や地域愛着度の醸成を図るほか、ロケ関係者のお弁当など直接的な経済効果が期待できる事業です。

近年は、利根浄化センターや旧文小学校、旧文間小学校など、県や町の公共施設での撮影が増えておりますが、現在町では、公共施設でロケ等を行った場合は無償で撮影協力を行っております。

議員御指摘の無料としている理由でございますが、先ほども申しましたとおり、フィルムコミッションは町の認知度向上や地域愛着度の醸成など、町のPRやシティプロモーションにつながるといったメリットがあること。また、無料としていることで、制作会社からロケ地として選ばれるということもありますので、現在、公共施設の利用については無料としております。

近年、撮影実績が増えている旧文小学校と文間小学校につきましては、今、教室、体育館、プールなど、学校としての形態がそのまま維持されているため、学校を舞台とした撮影依頼の話が度々参りますが、今後、学校跡地利活用方針に基づく改修工事により、内装、外装の雰囲気が変わった場合、撮影依頼も変わってくるかと思われま。また、利活用が開始された後は、撮影の受入れ自体が難しくなるかと思われま。廃校舎だけではなく、例えば役場や公園など、そのほかの公共施設での撮影依頼があった場合の料金徴収につきましては、今後の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

また、町公式ホームページでエキストラを募集した際の待遇ということですが、当町におきましては、過去に制作会社からの依頼で、エキストラ募集のお知らせを町公式ホームページ等で行ったことがございますが、町としてエキストラの募集や登録は行っておりません。待遇につきましては、エキストラを募集した制作会社等が出演料のお支払いやお弁当を出すといった待遇を行うことになると思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 庁内で、これら映画、CM、MV等の撮影があった場合、利根町役場の職員は、何かお仕事というのをございますか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 県の施設で撮影があった場合には、県のフィルムコミッションの方と同行して、撮影現場に立会いがあります。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 町内での施設、例えば旧文小学校、こちらで撮影があった場合はいかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 町の施設で撮影があった場合には、町の職員、施設、生涯学習課の職員とフィルムコミッションの担当のほうで立会いをさせていただいております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 過去に茨城フィルムコミッションの方から、利根町はどうして無料で貸し出していいのか、どうして使用料を取らないのかと聞かれたことがあります。今、お話を伺いますと、役場の職員が同行したり、要はお仕事を撮影に費やしているということになりますので、単純に労力がかかっています、人件費ですね。

その分はやはり取るべきだと私は考えるんですけども、この人件費、労力という観点から、無償にしているということはいかななものかなと思うんですけども、どうですか。今後も、やはり無償のまま行かれますか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 今の段階で、学校の撮影に関しましては、学校の教室だったりプールだったりが残っておりますので、撮影依頼が多くあるかと思えます。今後、学校の利活用に伴いまして学校の改装があった場合、撮影のほう数が減るのか増えるのか、その辺が何とも見通しが立たないところがありますので、現段階では無料で町のPRを重視いたしまして、無料に対応させていただきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） では、今後のことなんですけれども、先日、生涯学習課に、この旧文小学校、旧文間小学校の利用についてちょっとお話を伺ったんですけども、町内在住、在勤、在学の方を条件に、無償で貸し出しているというお話でした。しかし、この撮影に来られる方たちは、どう考えても町内在住、在勤、在学が半数以上、過半数いるということはないと思えます。

その場合、完全にこれは特例扱いになると思うのですが、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例、利根町生涯学習施設管理規則、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則に、メディア関係者たちが使う場合、利用料は取りません、無

償ですということは記載があるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 要綱上の無償のところなんですけれども、旧文小学校、旧文間小学校につきましては、現在の財産区分は普通財産となりますが、利根町普通財産の貸付に関する要綱第3条では、普通財産の貸付料は、行政財産使用徴収条例に準じ行うものとされております。行政財産使用徴収条例では、第5条で使用料等の減免の規定が設けられており、第4号で町長が必要と認めるときは使用料を減免または免除することができますとされております。

旧文小学校や旧文間小学校をロケ等で使用することに関しましては、答弁のとおり、フィルムコミッションは町のPRやシティプロモーションにつながるものと考えておりますので、この条例を適用して減免とさせていただいております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 町のPRにつながるということは、日本全国のどこの自治体でもやっております、使用料取っているところもちろんありますし、無償で貸し出しているところもあります。なので、基本、このフィルムコミッションを通じて映画撮影、テレビ撮影などが行われる場合、PR活動のことを考えていない自治体はございません。PRすることを目的に考えての使用料を取っている団体はございます。

どうして使用料を取るべきなのかというお話なんですけれども、使用料がないと、キャンセル料ももちろんありません。そうすると、気軽にスケジュール変更ということが出来るんですね。先ほど役場の職員が同行するというお話でしたけれども、急に撮影のスケジュールはなくなったとなると、その日予定していた仕事はどうなのか。逆に、無償で貸し出しているから、急にそこに撮影をねじ込んでも、施設空いているから撮影できるよねとかになりますので、職員が急に同行を求められることもあります。要するに、足元見られてしまいます。または、撮影候補地の2番手、3番手としてキープされやすいということもあります。これらの観点から、やはり使用料を取ることで、利根町の誇りにつながるのかなと思っております。

昨日、一般質問の中で、船川議員の一般質問中で、「利根のさくら姫」こちらがふるさと納税に追加されたということで、町長は誇り、利根町の愛着につながるとおっしゃっていました。もし、利根町に誇りというものを感じるというのであれば、利根町で撮影をするならこれだけかかりますよ、利根町の施設を使うならこれだけかかりますということは、やはりやっていただきたいです。

町長、利根町公式ホームページの挨拶の中で、「町民の皆さまが誇りをもてるような「利根町」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。」と語っております。ここでも誇りという言葉を使っております。利根町に誇りを持つ、町民の誇りとなるまちにするとすれば、利根町の施設はただで貸しませんという誇りを、私は持っていただきたいと思

っております。

ただ、これから旧文小学校、文間小学校、改修工事進んで、生涯学習施設になれば、料金徴収するという事なので、これからまた違った形になるのかなと思っております。料金徴収することは、私は通常、受益者負担の原則ということを考えて常識なのかなと思いますので、ぜひ料金徴収することも検討していただけたらなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。市街化調整区域についてです。

当町では、市街化調整区域の土地、建物、農地は、都市計画法にのっとって厳格に取扱いが定められております。市街化調整区域の空き家、空き地、耕作放棄地、東文間小学校跡地に対する町の考え方、利活用について伺います。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 市街化調整区域では、峯山議員がおっしゃるとおり、都市計画法による制限を受けております。都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときには「市街化区域」と「市街化調整区域」との区域区分、いわゆる「線引き」をすることができるとなっております。

当町では、首都圏整備法上の近郊整備地帯に指定されているため、区域区分を定めなければならないことになっており、昭和45年11月25日に線引きをしております。その都市計画法の中で、既に市街化を形成している区域、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」、また市街化を抑制する区域を「市街化調整区域」と定めております。

この「市街化調整区域」での建物の建築は原則禁止となっておりますが、農林漁業の建物及び従事者住宅や公共建築物、生活に必要な物品の販売などを行う店舗等、公益上必要な建築物の建築は可能となっております。また、市街化調整区域にある建築物も一般住宅に用途を変更することで、第三者でも住むことや建て替えが可能となる場合もございます。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 市街化調整区域内の土地及び建物につきましては、議員おっしゃるとおり、都市計画法により取扱いが定められており、空き家・空き地バンクに登録されている物件につきましても、例外なく適用されております。

町といたしましては、今後も空き家・空き地バンク制度により、市街化区域だけでなく、市街化調整区域においても所有者から登録を募り、利用を希望する人に物件情報を提供してまいります。

また、地域おこし協力隊の空き家コーディネーターとしまして、2名の隊員を7月に委嘱いたしました。今後は、利活用の方法やイベントの計画、土地の所有者や親族の方が相談しやすい環境を整えるなど、町と空き家コーディネーターが協力し、事業を進めていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 飯島農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 耕作放棄地への対応や考え方についてでございますが、除草や耕起等により再生利用が可能な農地につきましては、地権者に対し適切に管理していただくよう通知し、耕作可能な状態への再生を図ってまいりたいと考えております。また、基盤整備事業が実施されれば、耕作放棄地を含めた農地が整備されますので、物理的に耕作放棄地が解消されることから、基盤整備事業を推進してまいりたいと考えております。

なお、長年にわたり山林化している荒廃農地など、再生利用が困難な農地につきましては、農業委員会において非農地と判断していただき、農地以外としての利用を推進してまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、旧東文間小学校の跡地利用の件についてお答えいたします。

現在、旧東文間小学校跡地に関しましては、民間事業者より校舎等利活用事業についての提案がございます。都市計画法の開発行為許可機関でございますが、茨城県県南県民センターの建築指導課と事業者のほうで、利活用に向けて現在協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） では、空き家バンクのことから伺います。当然、空き家バンク、これ市街化調整区域の物件登録は、ゼロでよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 空き家バンクの登録件数でございますが、市街化調整区域では、今現在ございません。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 恐らく今度は、生活環境課、農業委員会なのかなと思うんですけども、市街化調整区域の中での耕作放棄地を基盤整備の中で改善できればというお話でしたけれども、クラインガルテンという発想はございますか。

首都圏に住んでいる方たちが地方に農業をやりたいと言って出てきたときに、住居、農家さんというんですかね、農地に建っている住居を仮住まいとしながら、そこに住所を移すわけではなく、仮住まいしながら敷地内の畑・田んぼで農作業をするというものなんですけれども、こちらの可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは質問にお答えします。

市街化調整区域におきましては、やはり都市計画法の制限がいろいろございまして、こ

これは先ほどまち未来創造課長からもお話がありましたが、昭和45年の都市計画法に基づきまして、市街化区域と調整区域が定められております。そして、線引き前であればいろいろ制限はございませんが、線引き後におきましてはいろいろ制限がございます。その制限に基づきまして、第三者のほうで売買をしたり借りたりする場合にはいろいろ用途変更がございますので、なかなか難しいこととは思いますが。条件によっていろいろ貸し借りは大丈夫なケースもありますが、ケースによりましていろいろ調べまして、調査をしてみたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 具体的な例になってしまうんですけども、町内の市街化調整区域にお住まいの方から、次のような相談が寄せられております。

家族が残した家が大変きれいで、不動産屋を通じて売りに出したところ、すぐに買手がつきました。しかし、市街化調整区域であることから、売買ができなかった。どうしたらよいのかという相談です。このような場合、きれいなのに使われない空き家が残ることになってしまいます。いずれ劣化して景観悪くなってしまったり、倒壊の恐れも出てきてしまいます。このような空き家が出てきてしまうのは、町にとってよいことでは当然ないと思っております。よいことではありません。

市街化調整区域の空き家を町外の方が買いたい、購入して利根町に住み続けたいといった場合には、何かそれを可能にする方法、条件付で賃貸借のような方法等で要件を満たすことは可能なのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 市街化調整区域における一般住宅への用途変更の条件ということがあります。どのような条件があるかといいますと、市街化調整区域に建てられている住宅の多くが、農家住宅や分家住宅だと考えられます。その住宅が線引き前に建てられたものかどうか重要となってまいります。その上で、譲渡人の条件と譲受人との条件が合致した場合、第三者への譲渡が可能となる場合がございます。また、その中で、線引き前に建てられた住宅か、線引き後に建てられた住宅かというところでまた厳しい条件がございます。このような条件がクリアできない場合には、譲渡ができないということが今ございます。

今の段階では、利根町ではこの条件がございますので、一般の方への農家住宅等の売買が難しいこととなっておりますのが現状でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今現在ということなので、ぜひ将来に向けた発展的な話を進めていただきたいんですけども、先月8月21日に永田町の衆議院第2議員会館を訪れまして、国土交通省住宅局の方に空き家対策のことで、除却と活用のための支援を訴えてきました。しかし、国土交通省住宅局の答弁に出てくるのは、全て特定空き家の除却や地域コミュニ

ティーの維持再生といった話でして、特定空家に至る前の段階の空き家の対策は一切考えられておりませんでした。政府は、地方の現状が分かっていないと考えられます。

古民家カフェ、ゲストハウスといった空き家利活用の話が出ているんですけれども、これらは全て市街化区域の話であります。都市計画法があることは重々承知しているんですけれども、そのような状況でも、福島県福島市では市街化調整区域での線引き前住宅建て替え制限緩和を行っておりました。そして、茨城県水戸市でも、市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例及び同施行規則を改正しておりました。

ぜひ、利根町でも少しでも条件緩和ということを考えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか、今後に向けて。

○議長（大越勇一君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 市街化調整区域での規制緩和はないかというようなことでよろしいでしょうか。

市街化調整区域の規制緩和する方法ということでございますが、現状では、区域指定などが挙げられます。区域指定とは、都市計画法第34条の11号及び12号の規定に基づき、市街化調整区域内のあらかじめ指定された区域におきまして、既存集落を対象とした維持保全を目的に、申請者の出身要件等を問うことなく、誰でも住宅や一定の小規模な店舗や事務所の立地を許可の対象とするものでございます。

区域指定の種別につきましては、市街化区域から1キロメートル以内に指定する11号区域と、1キロメートルを超えるに指定する12号区域の二つがございまして、対象区域は道路や排水などの公共施設が一定水準整備された市街化調整区域内の既存集落で、区域指定の効力は、市町村の長の申出により県の開発審査会で意見を聞いた後に、知事が告示することになります。

当町では、区域区分、いわゆる線引きを行っており、町の将来の土地利用を計画的に進めていくためには、住宅などの建築につきましては、市街化を図るべき区域である市街化へ優先していくべきことから、区域指定を行い、市街化調整区域内への既存集落への住宅などの建築物の立地を容易にすることは、市街化調整区域におきまして空き家及び空き地が増加するほか、住宅建築が鈍化する恐れがあり、良好な住環境の形成が進まなくなることが予想されます。また、区域指定する際の区域の選定につきましても、公平性の面で、なぜこの地域を指定するのかなどの課題もあるかと懸念されます。

このことから、区域指定の導入につきましては、既成市街地の空き家・空き地の増加につながらないなど総合的に勘案し、慎重に検討すべき必要があると考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 市街化調整区域の線引きなどを含めて、一朝一夕にはいかないということは重々承知していますので、今後また細かく、その都度意見交換しながら、どう

したらよいのか、改善案というものを練っていければなと思っております。そして、旧東文間小学校に関しても今、話が進んでということで、安心しました。

では、次の質問に移らせていただきます。最後の質問になります。冠水する地域の被害について。

新利根川の掘削、ナガエツルノゲイトウ駆除、調整池の造成はどのようになっているのか。台風や線状降水帯による大雨時の冠水被害を食い止める施策、最小限に抑えるための施策及び根本的な解決方法について、伺います。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 冠水対策ですが、冠水する主な要因として、新利根川の排水能力が不足していることが考えられます。新利根川につきましては、流域の宅地開発等による雨水の流入が増加したことによって、排水能力が不足していることから、茨城県において昭和56年度から改修工事を行っております。

また、上流部である利根町内でも、平成5年度から調節池の整備を行い、第2調節池までの整備が完了し、河道の拡幅整備をしているところでございます。今年度は、第3調整池の測量・設計と、第1調整池の堆積物調査を行うと聞いております。

町といたしましては、茨城県が策定した霞ヶ浦圏域河川整備計画にもある第3調整池、第4調節池の早期完成を、引き続き茨城県に要望してまいります。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 特定外来生物ナガエツルノゲイトウの駆除につきましては、五十嵐議員の御質問でもお答えをいたしました。新利根川では、霞ヶ浦から26キロメートル付近、立木新田橋より下流に向かって繁殖しております。

駆除対策としましては、農林水産省・環境省作成の駆除マニュアルによりますと、池・河川・水路などの駆除に対しては、抜き取り・剥ぎ取りによる駆除、水田・畦畔に対しては水稲用除草剤が有効とされておりますが、ナガエツルノゲイトウに対する専用の除草剤などは開発されておらず、効果的で有効な手段がない現状でございます。

新利根川の駆除につきましては、茨城県の管轄となりますが、昨年、新利根川流域市町であります稲敷市、龍ヶ崎市、河内町、利根町で、職員による人力での駆除をそれぞれ行いました。今年度も11月頃実施する予定で、県が進めているとのことでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ナガエツルノゲイトウに関しては五十嵐議員の質問に対する御答弁をいただきましたので、今後また継続して毎年、これは増え続けると思いますので、諦めずに駆除し続けていただきたいと思いますと思っております。

そして、調整池に関してですけれども、令和2年、今から4年前ですね、2020年3月の定例会で、冠水問題、いつまでに解決できるのか一般質問したところ、佐々木町長は、「根本的な冠水問題解決に向けての対策としては、利根町の雨水排水の最終放流先である

新利根川の放流能力の向上が重要と考えております。このことから、新利根川を管理しております茨城県に排水機能と調整池機能の向上について引き続き要望してまいります」と答弁されております。そして、当時の建設課長は、「町全体での抜本的道路冠水の解決策としましては、新利根川の流下能力の向上を図る新利根川の改修事業の継続を引き続いて要請していきたいと思っております」と答弁されております。

今、建設課長の答弁では、三つ目の調整池に対してやっと取り組んでいるということなんですけれども、2020年から約4年たって、やっと調整池三つ目に取りかかっております。あと一つ残っております。最後の四つ目の調整池造成されるのは、またやはり4年かかってしまうのでしょうか、どうなるのでしょうか。早く造成することは可能なのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 今年度から第3調整池の測量設計に入るわけですから、その後、第3調整地の工事を行い、その後、第4調整池の測量設計かと思っておりますので、時期としてはかかるかなと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 希望的観測なんですけれども、そうしますと、来年に第3調整池ができて、第3調整池ができると同時に第4調整池の測量設計ということによろしいですか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 今年度、第3調整池、第4調整池の測量設計を行い、来年度、その用地買収に入ると聞いております。その後、工事、第3調整池の工事ですから、第3調整池ができて後に、第4調整池については始めるのかなと思っております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） では、同時進行ではないので、やはり約4年近くかかってしまうことが想定されますか。

○議長（大越勇一君） 大越建設課長。

○建設課長（大越正博君） 県の予算の配分状況かと思っておりますので、時期的なことは私には分かりません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 県の予算も関係してきますので、県に訴え続けていきたいと思っております。

続きまして、当時の都市整備課長は、中田切とニュータウンの完成については、平成18年度に北側の排水路と南側の排水路の合流地点の排水路を大きくする改修工事を行って、そのほかに新利根川にある機場ポンプを併用して対応することが1番目の策である。ゲートを閉鎖して機場ポンプで強制排水することになるので、それ以上の機能が新利根川にないと、町としては手がつけられない状況にあると答弁されております。

町としては手がつけられない状況にあるということで、佐々木町長ができることと言えば、やっぱり議会の皆さんとか町の執行部としても一緒になって県のほうに働きかけをしていかなければ、完成はしないのかなと思っております。ぜひ一緒に行動してくださいと、2020年3月の一般質問で答弁で、このように逆に一緒に行動してくださいと要望されました。2019年から私ずっと毎年、茨城県はもちろんのこと、国土交通省には要望を出すだけでなく、直接面と向かってこの問題を訴え続けております。その結果かどうか分かりませんが、ようやく先月8月21日に政府交渉に臨んだ際、支援するという回答をいただいております。

先ほど建設課長の答弁がありましたとおり、これから用地買収もありますし、測量設計もごさいますが、引き続き県のほうに解消を進めるということをお願いして、ナガエツルノゲイトウに関して、県民生活環境部と農林水産部に対応について働きかけてくれました。そして、冠水の根本的な解決に対しても、町と役割分担しながら支援をしていくと回答いただいております。支援の内容としましては、町と役割分担しながらやっていくという抽象的な話ではありますが、それでも補助金を使えるようにどうやって事業、制度を適用させていくのか。改修工事であれば、どうやって工事を進めていきたいのか、危なくないように段階的に施工していく計画の支援、そして技術的なものの支援を想定していると、国土交通省は答弁されております。

国土交通省や茨城県にしてみれば、また来た、またその話かときっとそう思われていることだと思うんですけども、でも自分の家の前が冠水して困っている人がいますので、「みんなでつくろう利根町」というキャッチコピーがあるように、一緒にまちをつくっていく仲間が困っているんですから、諦めず、ぜひ私と一緒に、県と国に諦めず訴え続けていっていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 新利根川に対しましては、長年、県、あと龍ヶ崎市と毎年何回か行って打合せをしてきました。その結果、親水公園の前に県の土地があります、あそこに水をためるわけですが、そこに汚泥が蓄積されて水が入らない状態が続いているところで、先ほど課長も答弁しましたけれども、あそこの調査をして、もし原因が分かれば泥を取っていただける。

それと前から言っているんですが、第3調整池までの測量入っている。先ほど議員もおっしゃっていましたが、測量入って、来年買収、そして工事に入るわけですが、続いて第4調整池のほうも一緒になって皆さんと要望して、努力していきたいと考えております。

ナガエツルノゲイトウはこの間、財務省、国交省、農林水産省、環境省、四つ回ってまいりました。近隣の4市町村で、要望を回ってきました。感触としては、何とかしようと、いい感触で帰ってきましたので、来年度は予算がつくんじゃないかなと思っております。

でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午後零時04分休憩

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

清水まち未来創造課長から、先ほどの峯山議員の一般質問の答弁について発言を求められておりますので、これを許します。

清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 先ほど、市街化調整区域についての質問の中で、区域指定についての答弁の中で、市街化調整区域内の既存集落への住宅などの建築物の立地を容易にすることは、「市街化調整区域」と発言いたしましたが、正しくは「市街化区域内」となりますので、訂正させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（大越勇一君） 一般質問を行います。

7番通告，2番本谷 孝議員。

〔2番本谷 孝君登壇〕

○2番（本谷 孝君） 7番通告，2番本谷 孝でございます。危険な暑さと言われる猛暑の中、皆様本当、心身ともにお疲れかと思っております。そんな中にもかかわらず傍聴に足をお運びいただいた皆様、それから農林業，農林漁業ですね。利根は農業ですけれども、この暑い中、日本の食料を守るために、日本国民の食料を守るために、食を支えていただいている農家の皆さん、暑い中本当に御苦労さまでございます。

本日、一般質問の内容としまして、大きく2点につきまして質問させていただきます。

1点目が、町有財産の改修工事等の際、安心安全の視点から、町民に対する説明責任について、このことにつきまして4項目にわたりまして質問させていただきたいと思っております。もう1点目は、悪質な太陽光乱開発業者によります偽造された委任状の問題につきましての質問とさせていただきたいと思っております。

一つ目のところに入ります。

農林業近代化施設の利活用案について、説明会を実施されたことは、みんなのまち基本条例の趣旨にのっとり、評価しています。しかし、説明会の中で、地域住民からの指摘や茨城県から石綿含有の可能性がある建材が瓦礫の中に混在しているため検体検査をするよう指摘されたにもかかわらず、検体検査をせずにアスベスト含有の疑いがある建材を産業廃棄物処理された経緯から、行政不信が増大しました。

そもそも、約30年もの期間放置され、廃墟状態となったまま管理不十分であったこと自

体、問題だったと思いますし、今回のようなお粗末な対応が町民軽視であると受け取られても仕方がありません。様々な事案について、町民が安心安全に暮らせる利根町を実現するためには、正直で丁寧な報告・連絡・相談、これが信頼回復には欠かせません。

このたびの事例から、町は、誠実に町民に対して説明責任を果たす義務があります。地域住民や瓦礫撤去の作業をされた皆さんの健康被害について心配されるからです。

そこで次の質問をさせていただきます。

まず、一つ目です。検体検査結果について伺います。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、本谷議員の御質問にお答えをいたします。

アスベスト含有の疑いがある建材につきましては、検査をしていないことから、アスベスト含有の有無にかかわらず、全ての建材を石綿含有産業廃棄物として適正に処理をしたと伺っております。

また、井原議員の御質問でもお答えいたしました。アスベストに関する検査については、7月でアスベスト事前調査が完了し、分析が必要な39か所が認定されましたので、これを基に、9月から10月にかけて検体分析検査を実施いたします。また、検体を採取する際に、大気中の飛散状況を測定する気中検査を実施する予定となっております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 町長自ら御答弁ありがとうございました。

みんなのまち基本条例の中にも、まちづくりの基本方針ということで、安全で人にやさしい快適なまちづくり、これが基本方針の1番目に掲げられております。2番目に、いつまでも健康で元気あふれるまちづくり、3番目に、誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり、4番目に、みんなが集まる面白いまちづくり、5番目に、みんなが主役でともに進むまちづくりということで、みんな、やっぱり日本の総人口が減る中で、みんなでつくっていかねばいけないということで、すばらしいこの基本条例が利根町にはあると思っておりますし、それが施行され、ちょうど丸1年プラス数か月が経過しております。

そんな中で今回、非常にお粗末な状況がありまして、地域住民の皆さんに非常に心配をおかけしているという実態ができてしまいました。昨日も議員向けにということで、農政課の職員の皆様から説明もあったんですけども、本来44か所、それを5か所は見なくても大丈夫だと、検体検査をしなくても大丈夫だということがあるということで、合計39か所を実施するというので、疑いがあるので、アスベストが入っていないかもしれませんし、ただ入っていた場合はやはり心配はどうしても拭き切れないのでということで、ただ正直に、真面目に誠実に正直にこれ情報はやはりオープンに公開をしていかないと、本当に不信感が募るばかりで、なかなか町民が安心してこの利根町に住み続けられないという、

本当に重要な案件だと思っております。

好きでそれを、瓦礫を撤去してしまったというわけではないんです。いろいろな諸事情あるんでしょう。ただ、やはりこういう非常にデリケートな問題でございますので、ここにつきましてはやはりきちんとしていただきたいですし、先ほど町長からもございましたが、気中検査ということで、気中検査というその言葉から取りますと、空気中ですね、空気中の検査ということでございますが、当然空気は流れておりますから、いつまでもアスベストがそこに残っているか、飛散したままになっているかということ、当然ですけれども風で飛んでいってしまいますので、これ資格のある方からの、アスベストの資格のある方からのちょっとアドバイスあったのですが、ぜひ土壌検査ですね、町長、本当にこれ深刻な問題になってしまうので、その施設周辺の土壌検査、この辺を何とか検査してもらえないかと。それを見れば、これまでずっと廃墟状態であった施設でございますので、その間に当然いたずらが入ったり、誰かが不法侵入したり、あるいは雨風で中の瓦礫の一部が飛んでいるかもしれない、いろいろな心配があるわけです。

近隣は、農業従事者の方も農作業もされておりましたしということで、この土壌検査を、何とかここはリーダーシップを取りまして、すばらしいこの利根町を守っていかなければいけないという立場で御答弁いただけないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 今いただきました土壌検査につきましてですけれども、まずまだ予算のほうを措置してございませんので、まず検体検査と気中検査を行いまして、その後、その結果に基づいて、こちらもまた協議が必要になってくるかと思いますが、必要であれば検査できるような形でやっていきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 農業政策課長、本当に誠実に、こういった説明会を実施されたり、やっぱり誠実な、その辺が本当に伝わってきますが、ぜひここは検体検査の結果でレベル3であっても、ここはぜひ佐々木町長もお酌み取りいただきたいなと思うんですね。心配なんですね、皆さん。その心配さえ拭えれば、このまま安心安全で暮らせるだろうというところにいきますし、それでなくても今いろいろな、午前中の議員の皆様からもありましたが、いろいろなワクチンの問題で死に至ったり、後遺症が残っている者がおったり、いろいろございますし、様々な問題ございますので、ここはやっぱり健康第一ということで、ぜひお願いしたいなと思っております。

非常に心配なのが、瓦礫の撤去をされた業者の方が利根町民ではございませんが、産業廃棄物処理ということで、先日も、マニフェストですか。マニフェストの写しを見させていただいたのですが、私すみません心配症なもので、判こがなかったんですよ。つまり、こういう処理をしました、こういう処理をしましたということで、その所属の方の責任者の方ですとかの幾つかの判この欄が、判こがなかったんです。

これはちょっとやっぱり専門家の方に見ていただいたら、これってそんなもんなのという話がありまして、その辺は一体何で判こが押してないものが私たち議員に見せられたのかなというのがちょっと思いましたので、そこを分かる範囲でお答えください。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） すみません、今、手元に資料がないのではっきりお話しできないんですけれども、マニフェストはA表からE表までありまして、順々にA表、B表、C表っていう形でいくんですけれども、多分A表の場合にはまだ最後まで行ってないので、そこの判こがまだ押されてなかったっていうような形かもしれませんので、ですから最後のE表まで行けば全て最終処分場までいきますので、判こが押されるんじゃないかなというように思います。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） そこは、そうしたら一応念のため確認をさせていただきたいです。やっぱり、こういうものをオープンに、もちろん行政の皆様も隠そうとか、ごまかそうとか、うまく乗り切っちゃおうなんていう気持ちはこれっぽっちもないとは思いますが、この間のいろいろな案件の中で、やっぱりちょっと信用ができないかなというところが感じておられる方もいらっしゃると思います。私もそういう経験がこの数年間でちょっとありましたので、そこは念のためですが、確認できればと思います。複数のアスベストの関係者のやれる方にちょっと確認取りながら伺った次第でございますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

これは、その中で、某大手の鉄鋼関係の某大手企業のお偉いところをやった方です。その方が、ちょうどこういった瓦礫撤去あるいはアスベスト関係の撤去のほうを担当したときがありまして、信用してないと。いろいろなその産廃業者なりというのがきちっと処理されるかという、見ていないからいいやでどこかの山の中に捨てたりというのをやったのを何回も経験されている方で、それを後をつけて写真を納めて、書類はなっているけれどもなっていないじゃないのって。書類はなっているけれどもなっていないじゃないのって、書類はなっているけれどもやってないでしょうということ、やった方がいらっしゃるんです。その方にも、やっぱりくれぐれも、ここは特にこれだけ水と緑の豊かな利根というのが本当によそとの差別化ができますので、どんどんそういう何か産業廃棄物のそういった処理がいいかげんな町だなどでは困っちゃいますので、その辺念のため確認しながら進められたなと思いますので、よろしくお願ひします。

次、行きますね。きくらげ栽培業者の利活用が白紙となりましたが、その経緯説明について、町民に知らせる方法とそのスケジュールについて伺います。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 今回の利活用計画が白紙になったことについては、8月20日に町公式ホームページでお知らせをさせていただきます。

また、アスベストの検査が全て終了いたしましたら説明会を開催し、アスベストの検査結果と利活用計画の白紙について、住民の皆様にご報告したいと考えております。なお、説明会の開催時期でございますが、10月下旬から11月上旬を予定しております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） その辺はスケジュールどおりで、10月下旬ぐらいから11月上旬頃かなということで、あくまでも頃で、確定はなかなかできないと思いますし、その辺もきちっとやられることが本当に信頼回復になりますので、いろいろお手数かけますけれどもよろしくをお願いします。

今のこのスケジュールの話なんですけれども、私も長年サラリーマンもやっていました、上司からの指示があつていろいろやるって、これもありました。あと、自分で判断するというのももちろんありましたし、自分から指示を出して、同僚だったり様々な方にやった場合もあります。スケジュールどおりに進めるといふ、このスケジュールというこの言葉で、どっちを優先させるのっていうのがあるんですよ。例えば、町長から言われちゃっているから、スケジュールどおりやらなくちゃいけない。だけれどもそうじゃなくて、今回の場合は非常にこういった心配がされたような案件でございましたので、そこはやっぱりスケジュールどおりではなく、1回立ち止まると。

立ち止まってもう1回見直すというところで、やっぱり皆様が、職員の皆様が安心安全で力量を発揮できて、利根町がよくなって、職員の皆様も生き生きと働いてという利根町にしなくちゃいけないと思っておりますけれども、その辺につきまして佐々木町長、どうでしょうか、御意見といいますか、お考えいただけないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員おっしゃるとおり、スケジュールどおり進んでいる場合でも、緊急的なものが入れば、それを優先させます。利根町の課長さんたちは非常にできますので、そういうこと、先ほど議員もおっしゃっていましたが、報連相は私も就任当時からもう職員には伝えてありますので、報告は必ずいただいているところでございますので、優先順位を変えることは、私は常日頃からやっているつもりです。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 町長、御答弁ありがとうございました。

今の町長がおっしゃっている報連相のところですね、おっしゃっていましたが、それなのに今回は、県のほうできちっと検体検査してからですよという話があつたのに、スケジュールどおりいっちゃつたのかなみたいな、そのようなちょっと印象を持ってしまったんですけれども、その辺の行き違いみたいなのはあつたのでしょうか。率直に町長へ報告があつて、それでそのスケジュールどおり進めろ、進めていいよみたいになつたのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） まず、説明会とか、中がすごく散らかっているというのは、私も見には行ったことはないんですが、聞いていました。

井原議員言うように、私も就任以来、東文間小学校をきのこ工場と、きのこ工場については今やめてしまう、解体してしまえば返還金が生じるということで、優先というか、アスベストについては、何ていうかな、前役場とか、役場関係のところは全部済んでいる。ところが1か所だけ、きのこ工場だけやってなかった。最初に、前に聞いたときには全部検査が済んでいるんだという報告は受けていたんだけど、あそこの施設だけ漏れていたということは後から伺いました。それで、掃除の段階ですので、事前調査というのは、リフォームやら解体やらする何日間前にやるというのは分かっていますので、掃除だから、掃除って報告を受ければ掃除はしたほうがいくなって、そういうふうに感じましたので、そのように掃除のほうで片づけのほうをやっていたいただいた次第でございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 御答弁ありがとうございました。

掃除だからというんですが、実際ちょっと気になったのが、町長現場は見られていらっしやらなかったということで、私写真を、前回こちらで皆様にカラーの写真ですね、これ実際その中に入られた方から写真を、これを情報提供いただいて、それをちょっと大きく引き伸ばして皆様にもお配りしたと思うんですね。そういう状況があって、これ見に行かなくても分かるとおりで、あのおり瓦礫が山積みだったわけですから、壁も壊れたところもありましたし、雨漏りもしていたりでいろいろございましたので、掃除といってもやっぱりそういう瓦礫の掃除でございますから、当然県の方、専門家の方がおっしゃるように、アスベスト含有の心配があるということでございますから、そこはやはり非常に残念だなと思ったのは、やっぱりそこで判断もできましたし、あと現地を見ていただくというのもあったかと思いますが、やっぱりどうなんでしょう。そこら辺、こういうところで、じゃあ掃除か、じゃあいいや、掃除だからいいやというよりも、念には念を入れて佐々木町長にも現地を見ていただく、それだけほかは大丈夫で、その物件だけがちゃんと検査できていなかったというのであれば、なおさら一応心配だから見に行ってみようという、そういう気持ちはちょっとでもよぎらなかったのでしょうか。

佐々木町長、すみません何度も。御答弁お願いします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども申し上げましたが、早く誘致をしたいという、昨日の井原議員の質問ありましたけれども、そっちのほうに頭はいていたことは確かでございます。

それで、掃除だからいいやという、だから普通、写真もちらっとは見たんですが、前回のあれのときに。外から見ると非常に大きな建物で、外の部分は田んぼ、中学校の利根中学校の後ろ側通ると見えるんだけど、あそこまで中まで入っていかなかったのは、私

の確認不足。前回は謝りましたが、確認不足だったなあとつくづく反省しているところがございます。できる限り、外の施設、1人で今、利根町の外の施設は足を運んでいる状態ですが、なかなか大変なものに対して見損なったという反省がございます。これから注意して、そういうのもやっていかなきゃいけないなと反省しているところがございます。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） ちょっと付け加えて、まず清掃業務に関しまして、アスベストの事前調査を行うということなんですけれども、一応こちら建築物等を解体し、改造し、または改築する作業を伴う建築工事の場合には事前調査を行うということになっておりまして、清掃業務には該当しないと。一応県の職員の方にも確認したんですけれども、該当しないというようなお話いただいています。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） そうしたらその辺が、今度の住民説明会ですか、そこで、やはり住民の皆さんが心配しておりますので、そこら辺を、行き違いもあるかもしれませんし、私も県の職員の方と話はしたんです、実は。したんですけれども、現地にもう1回行きましようとか、不安であれば私ももう1回みたいな話は実際したんですね。県のほうの方と連絡何度か取りまして、あったので、そこは再度、今度の説明会のときにきちっとやっていただければいいかなと思います。やっぱり清掃だからいいという、その清掃という言葉だけでも、でも実際、瓦礫撤去も清掃ですけれども、解体じゃないからいいとか、何だか改修じゃないからいいというんじゃないで、やっぱりそういうものをいじるわけですからというところを、やっぱり慎重にやる案件かなと思いました。

次に行きます。今後予定されている利根中学校屋内運動場の大規模改修工事において、アスベスト含有の可能性のある建材の撤去の有無について伺います。また、保護者への説明及び生徒や先生の安心安全をいかにして確保するのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越聖之君） 今回の利根中学校屋内運動場長寿命化改良工事には、アスベスト成形板除去工事が含まれております。除去工事場所につきましては、軒天井材と男女トイレの天井材になります。使用されている天井材は、アスベスト含有建材レベル3でございます。レベル3は、板状など硬く成形された建材が該当し、硬く割れにくい建材のため飛散のリスクは低く、日常で使用する分には飛散することはあまりありません。また、一般的な木造住宅でも使用されている可能性もございます。非飛散性であるため、通常の使用状況では安全と考えられるため、保護者への説明につきましては行う予定はございません。

しかしながら、解体時には注意が必要であることは変わりございません。除去工事の仕様等でございますが、アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に

相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出し、石綿作業主任技能講習、または平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者の中から、石綿作業主任者を選任いたします。除去作業者は、就業時に石綿障害予防規則第27条に基づく教育を受けた者としております。また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者としております。作業員の保護具、保護衣につきましては、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護眼鏡を使用するとしております。

除去工事の表示及び掲示につきましては、見やすい箇所に、アスベスト作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト除去作業中の表示、アスベストの有害性、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具の表示及び掲示を行います。

アスベスト含有成形板の処置につきましては、作業は養生シート等を用いて区画いたします。除去工法は、作業場は散水等により湿潤化し、手ばらしによること。やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずることとしております。

除去したアスベスト含有物の保管、運搬につきましては、ほかの内装材、廃棄物等との分別保管。保管場所での飛散防止を施し、またアスベスト含有成形板を運搬する場合には、運搬車両の荷台全体をシートで覆い、飛散防止に努める。アスベスト等の保管場所である旨の表示を行うとしております。

また、工事の実施に当たっては、作業現場との区画を明確にし、生徒や先生の立入りを制限するなど、安全面には十分配慮するとともに、石綿障害予防規則や大気汚染防止法を遵守することとしておりますので、生徒や先生の安心安全は確保されているものと考えております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 今回のこういった事例が農業近代化施設のほうでありましたので、やはり私も、数名ですけれども、体育館大丈夫なのかねというのは保護者の方からちょっと御心配のお声をいただきましたので、質問させていただきました。

説明はしないというのが少し引っかかったので、やはり安心安全を誠実にオープンにする意味では、こういうふうにするので皆さん安心して学校に来てくださいと、学校で今までどおり勉強して運動してやってくださいというのはやるべきだなと、私は個人的に思いますし、自分で保護者としていた場合に自分の子供が、将来孫ができてそれでいたときに、通っている学校でそういった改修工事があるときにはやはり心配だとなるんですけども、その辺の保護者への説明というのは、教育長、何とかやる方向というのはいかがなものでしょうか、考えてもらえないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越聖之君） 保護者への説明という件でございますが、先ほど答弁さ

せていただきましたとおり、今回のアスベスト含有建材はレベル3ということでございます。

それで、平成17年前後に町内の公共施設のアスベストは全て、たしか調査されたと記憶しております。その当時、学校関係でも、文小学校の体育館と旧布川小ですね、今、ウェルネス大学になっている校舎のところで、アスベストレベル1と2の、当時はレベル3の規制がなかったものですから、あって、そのときは囲い込みをして工事をやったというような記憶がございます。

それで、レベル1、レベル2というのは発じん性が著しく高いということでありまして、先ほど説明させていただいたレベル3というものは、通常の状態であればアスベストの粉じんが飛散することはない。除去工事については注意が必要だということで、その除去工事をする際には、先ほど申しましたとおり、今回の工事場所と生徒たちがいる場所、区画を明確にして、中に立入りはできないようにいたしますし、軒天井材につきましてもシート等で覆うと言いますか、養生をして、飛散防止に努めて、手ばらしでやるということでございますので、通常の大気汚染防止法の手順に基づいてやるということでございますので、特段説明会を行うということは考えてはおりません。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 中学校の屋内運動場の長寿命化改修工事、同じ工事を利根小学校でも一昨年行いました。そのときにも、同じような手順で進められたと記憶しております。

今、課長が答弁したように、保護者会ではなくて、工事の進捗に合わせて、教育委員会と改修業者ですね、定期的な継続的な話合いが、進捗状況の確認は併せてやっていきますので、工事の進捗について私たちも現場の確認、あるいは毎月行っている学校長会という会議がございます。そういった心配の懸念があるのであれば、学校だよりも、こういう工事が行われますが、工事業者あるいは教育委員会のほうで安全を担保して行っていますので御安心くださいのような記述を、ホームページあるいは学校だよりの中に載せてもらうということを考えていきたいと思えます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 御答弁ありがとうございました。やはり、念には念を入れて、本当に安全だよ、安心だよっていうのが分かればよいと思えますし、ただ本当に過度な心配というの、考え過ぎというのもよろしくなくて、じゃあ学校に行かないとか、それこそ不登校じゃないですけども、体育館の工事がやっている間は学校に行かせられないなんて親が出てもしようがないですから、やはりこういうものは非常に丁寧に早めに、いろいろ私もこういった今立場になって、町民の皆様から何う御相談というのが、行政とのやり取りでの中でのトラブルであったり、いろいろな不満といえますか、そういったものが中心なものですから、ここは特にお子さんのことなので、中学生というこれからのお子さん

のことでございますので、保護者の立場に立って、その人の立場に立って、保護者の立場に立って、ぜひお子さんが安心して学校に通えるように、ひとつよろしく申し上げます。そういった報告等をしていただければ本当よいと思いますので、そこは念には念を入れて、丁寧によろしく申し上げます。

続きまして、役場庁舎の大規模改修工事について、アスベスト含有の可能性のある建材に触れる工事に携わる皆様の安心安全の確保、町民及び役場職員に対して、適切な手順で十分な説明がされ、工事が進んでいると認識しているか伺います。その根拠を御説明ください。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは御質問のほうにお答えいたします。

現在施工しております庁舎大規模改修工事でございますが、工事に伴うアスベストに係る手順につきましては、先ほど学校教育課長が答弁されました部分と手順としては同じでございますので省略させていただきますけれども、本工事におきましても、大気汚染防止法に基づきまして、工事前のアスベスト含有検体検査のほうを実施しております。

今回の庁舎大規模改修工事におきましては、壁とか天井を剥がしたりとかする工事がメインではなくて、空調機の入替えとか外壁の塗装、外に足場組んであるのでお分かりであると思いますけれども、そういった工事が中心になりますので、アスベスト含有の可能性がある内壁や天井裏に係る工事箇所というのは、かなり限定的な部分となります。

工事の際には、アスベスト含有の有無にかかわらず、ビニール養生、厳重な袋詰めを行うを行い、飛散しないように施工しております。こちらの部分につきましては、先ほどの中学校の体育館の工事と同じような形になります。

また、アスベスト処理をする箇所、検査においてそういった含有が確認されている場所の工事を執り行う場合でございますけれども、その場合には立入禁止など区分けすることによりまして、町民の皆様、あと役場職員が立入りができないように表示のほうさせていただきまして、工事のほうは十分に安全に配慮して行っておりますので、こちらにつきましても、ホームページ等でどこどここの工事を行いますのでということでは周知はしてございませんけれども、庁舎という建物の性質上、町民の方が立入禁止と書いてある工事箇所に入っていくということはず考えられませんので、職員におきましてもわざわざ工事やって立入禁止と表示されているところに入っていく職員おりませんので、そういったところで、工事に携わる工事関係者の皆様がそういった予防措置をされて対応されれば、庁舎の大規模改修工事におけるアスベストに係る危険性はないものと、担保されていると判断しております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 丁寧な御説明ありがとうございました。根拠が分かりました。念のため確認させていただいた質問でございましたので、それでしたら町民も安心できま

すし、役場職員の皆様も安心して行政のお仕事に就けるかなと思いましたが、安心しました。

次の質問に移らせていただきます。悪質太陽光発電乱開発業者による偽造された委任状問題について。

約4年数か月前、町及び地権者に無断で、町道の掘削及び樹齢が100年を超える樹木を勝手に伐採されるという許されない事案が発生しました。さらに、昨年2月、それとは別の悪質業者により、地権者に無断で森林法第5条の、5条森林ですね、これの伐採と土地の掘削が行われました。まさに、利根町の健全な発展の可能性を潰す許しがたい太陽光発電乱開発が行われ、被害者はもちろん、地域住民に多大な被害が発生しました。

その後、利根町役場当局と茨城県担当課を交えた「悪質業者による太陽光発電乱開発問題」について話し合う会合を繰り返してきました。しかし、被害者である利根町及び地権者の被害はいまだ解決されず、苦しむ日々が続いています。

そこで、以下の質問をします。

一つ目、質問します。偽造された委任状について、町は偽造委任状と判明している委任状が原因で、地権者が売ってもいない土地に勝手に太陽光パネルが設置され発電し続けている状況について、どのように認識し、今後悪質業者を指導するつもりなのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） まず、委任状の件でございますが、以前にも答弁させていただいたとおり、私文書については、署名または押印があるときは、真正に成立したものと推定されるということで受理したものでございます。

議員御指摘の偽造された委任状とのことでございますが、町の顧問弁護士に相談したところ、本人が書いていないと言っても、正式に偽造されたものであると町では証明することができない。また、する立場でもないとのことでございました。偽造か否かを判断できるのは、裁判所のみであるとのことでございます。

こうしたことから、議員が悪質業者と認識している業者についても、私どもといたしましては悪質であるとは断定できず、指導に至る理由がございません。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 非常にびっくりしました。実際、委任状受理されてしまった当の本人いらっしゃる中で、6人中4人に役場の皆様が訪問し、委任した覚えはないというのを確認を取っているわけですね。ですから、やはりこれは偽造されたものが役場に提出され、それが役場で保管されているという、偽物ですね、いわゆる。やってないと言っているわけですから、委任をしていないとはっきり言っているわけですから。

それなのに、この期に及んでまた同じような繰り返しをやっているようではちょっと違うので、まず住民がそういうふうにはやってないと言っているわけですから、そこを行政の立場としてはそれを尊重するべきでありますし、先方への確認というのはメール等で何回

かやり取り，あるいはお電話で何回かやり取りしたとは思いますが，その辺のところをやはり行政としての姿勢ですね，これをきちんとやってほしいと思うんですけれども，町長，何とかこれ町長の正義感で，佐々木町長のここは正義感で，ひとつ答弁いただけないでしょうか。これ本当に困っていますし，苦しんでいますし，町も，勝手に町の町道をやられているわけですから，その辺，答弁お願いできないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） これは非常に難しい問題で，民間と民間の問題に対して役場は口を出す状況にはありませんので，民々で裁判やってもらえれば一番いい結果が出ると，前回の一般質問ときも私言いましたよね。

だから，偽造された委任状に対しても，業者と戦ってほしい，私はそういうふうを感じております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） これまたがっかりしました。そうではなくて，困っております。被害者なんですよね。今現に，売ってもいない土地で太陽光パネルが並んで，しかも発電しているわけですね。

そういう違法なままそういった処理がされてしまって，当初その繰り返しの中で，業者のほうやっぱり一番悪いんですけれども，その業者のほうが一番悪いんですけれども，やはり町民の立場に立って，人ごとではなくて，町民の立場に立って，そこは行政としてどのように対処するかというところを聞いているので，もう1回考え直すといいますか，お考えいただけないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） そうですね，本谷議員とは去年4月から何回か太陽光発電の問題でお話合いをしております，この間やったときにも，やはり偽造委任状について，本谷議員も含め立木地区の方，茨城県の方，町の職員で話合いしていたときにやっぱり委任状の話がございまして，私のほうに本人様が来られて，本人が書いてないと言っているんであれば委任状は偽装でないかということで，町のほうで認めてほしいというような形で言われまして，そのときに私のほうでお答えしたのが，顧問弁護士に相談いたしますということでお話しして，その後，顧問弁護士の方に相談したら，先ほども答弁したとおり，本人が書いてないと言っても，偽造であるか否かの判断をできるのは町じゃなくて裁判所ですという回答がありましたので，ですから先ほども回答したとおり，委任状が偽装であるという証拠が必要と思われまして。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ちょっと事例を言いますね。住民課のほうに，例えば戸籍の謄本だったり抄本取り行くときに，委任のありますね，代理で来ましたとか記入する用紙がございましてね。あれを，やっぱり本人確認，私も実際やったことあるんです。先日も行った

んですけれども、本人確認をしますって。顔と名前も一致している、役場の職員ですけれども、本人確認させてくださいということで、車の中まで免許証を取りに行ってってやっているんですよ。本人確認のそういった大切な、こういった土地のことですから、所有地ですから、それを、要はこういうことなんです。そういう、勝手にまた知らない間に、どこかの人が勝手に委任状作られて、また勝手にやられるんじゃないのって地域の方は思っているんですよ。

せっかく飯島課長頑張っていたいて、あとほかの関連部署の皆さん頑張っていたいて、町長のアドバイスのおかげで、おっしゃっていただいたおかげで、太陽光発電の設置条例ですか、後ればせながら利根も、茨城県内でも遅めではあったんですけれども、できたじゃないですか。罰則規定がないので、まだその辺ももし何かあったときに困るんですけれども、いまだにパネルは置きっ放しなんですね。一旦片づけて、また持ってきたりやっていますね。

これは何言いたいかというと、またやられるんじゃないかと思っているわけですよ。だから、その委任状のこれが、弁護士がどうだこうじゃなくて、気持ちとして誠実に、誠実な気持ちです、立場に立ってほしいんです。町民が困っているわけですから。苦しんでいるんです。またやられちゃうんじゃないかって。それを勝手に、あとは裁判でも何でもやってください、そんな簡単に言わないでいただきたいんです。

そこはどのようにお考えか、御答弁、今やれる範囲で結構です。今答えられる範囲で結構なので、よく一晩寝てからでも結構なんですけれども、その辺いかがですか、お願いします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 裁判所の申立てについては、直接本人じゃないとできないという事例がありますので、そのところなんです。気持ちは分かりますよ、本谷議員の。でも、我々が裁判の申立てできないんですよ。これは、本谷議員もお分かりのことと思うんですよ。直接被害を受けた本人が申立てをしなければ、裁判に入っていけないんです。そういうことですから。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 私が申し上げているのは、裁判をするという前提ではないんですよ。裁判をするというのではないんです。

その業者に対して、やっぱり苦しめられているんですね。今現に苦しんでいるわけで、しかもその委任状をそのまま、いわゆる処理されてしまい、その方の名前も漢字が間違っているし住所も間違っているし、そういうものを役所で処理されてしまったわけです。それで業者はしめしめとあって、恐らくですよ、その業者は恐らく全国のいろいろなところで、利根だけじゃないです、いろいろなところでその作戦でおいしい思いしているんですよ。年寄りが多い、この家は誰もいないとか、それで勝手にやっちゃまえと。あとは適当に

謝って、後から土地売ってくれやればいいんだという、そういう味をしめている業者だと思うんですね。

そういう、ですからそれを今回やっぱりもろに私たちの地区でやられていますし、実際今、本当に困っています、皆さん。まだやられんじゃないか。ちょいちょいパトロールしてくれ、回ってくれといっても、知らない間にもものが持ち込まれたり片づけられたり、また今度置かれているんですよ。先日もありました、パネルからの火災。パネルが発火するんですね、太陽光パネル。中国製の安いパネルです。発火しているんですよ、もう。茨城県内の、私も稲広やっていますけれども、利根の代表で担当やっていますけれども、消防のほうでもう発火しているんですね。勝手に置かれているんですよ。草ぼうぼうになって、草が枯れてきたら燃えちゃう可能性ってあるわけですよ。

裁判やってくれじゃないんですよ。その委任状をうのみにしてしまい、そのまま処理されてこうなっている現実があるわけですから、そこを酌んでもう1回、もう1回、今即答じゃなくていいです。もう1回、ぜひここは真剣に、人ごとと思わないで考えていただきたいんです。苦しんでいるんです、皆さん。本当苦しいんです。当の本人も、本人もですよ、ずっとこれ知らない間にやられているので、そのまま発電されているって。

先日も役所の皆さん、行政の皆さんのお力をお借りしたり、私どもも被害者の皆さんとやって、環境省であったり資源エネルギー庁であったり、そういったところに直接連絡取ったりして、柵はやってなかった、表示しなくちゃいけない表示の看板もやってない、でたらめなわけですよ。悪質な業者できちやっているわけですよ。だから、そういうのをずっと苦しんでいるわけです。

何度も何度も打合せやっても、そういう状況でここまで来ていて、挙げ句の果てに、またこの期に及んでもう1回、勝手に裁判やってくれなんて、そんなの町長、もう1回よく、もう1回ですよ、今、即答じゃなくて結構ですから、もう1回ちょっとそういった事情も酌んでいただいってお考えいただきながら、どうやってこういった問題解決につながられるかというのをぜひ考え直すといえますか、もう1回一緒に考えていただけないでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 委任状が偽装であると認証されれば、町もいろいろなことができると私は思います。そのためには、本谷議員はただ、どうするんだ、どうするんだしか聞こえてきませんけれども、行政はどうやって解決すればいいんですか。反対に逆質問、まだいいんですけれども、するとすれば。行政がやれるということは、委任状が偽物であってそれが認証されれば、これは認証されればいろいろ進んでいきます。そのためには、勝手に作られた方って言っていますけれども、その方と、何ですか、業者が直接できるようになれば、行政も後押しできるわけですよ。

だから、その結果が、これからどうすればいいかということについては考えていかないといけないんじゃないかなと私は考えています。

○議長（大越勇一君） 本谷議員に申し上げます。一般質問することは、自ら作成する質問通告書の質問事項及び質問要旨、その内容を精査、整理するとともに、時間配分には十分考慮してください。

本谷 孝議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時45分とします。

午後2時32分休憩

午後2時45分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番通告，3番佐藤眞一議員。

〔3番佐藤眞一君登壇〕

○3番（佐藤眞一君） 8番通告，3番の佐藤眞一でございます。つい最近襲いました大型台風10号は、日本列島各地に被害をもたらしました。不幸にしてお亡くなりになられた方には、心より哀悼の意を表します。また、災害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

しかしながら、現在は、日本のいつ、どこにいても、災害に巻き込まれる可能性があります。昨年は利根町におきまして、線状降水帯により冠水がありました。明日は我が身です。また、南海トラフ大地震、関東大震災もいつ起こってもおかしくないと言われております。災害に備えるためには、地域で日常的に防災訓練を行ったり、地域コミュニティーでの密なる情報交換が必要なことを、災害が物語っております。そのために、ふだんの備えが最も重要であることは言うまでもありません。

本日はお忙しい中、傍聴に見えられた利根町町民の皆様、利根町外の皆様、そしてチューブで傍聴されておられる皆様に対して、厚くお礼申し上げます。

さて、今度の第3回利根町議会定例会では、私は一般質問で五つの問題を取り上げました。まず、第1に、急増する外国人に対して、利根町として外国人との共生・協働、共に働くをどう取り組んでいくかということです。第2に、全国的に増えている学校での不登校の現状と対策についてです。第3点目としましては、来年7月に利根町長選挙と町議会選挙が行われ、投票率を上げるということが重要です。昨年の町議会議員選挙では、もえぎ野台地区の投票率が低く、その対策についてお伺いします。第4に、利根町にとって一番重要であり、また緊急を要する利根町地域公共交通計画の進捗状況についてお伺いします。最後の第5番目に、高齢化が非常に進み、また免許証を返上して自転車を利用する町民の方が増えています。ヘルメットはまだ着用義務はなく努力義務となっておりますが、自転車の事故も重大事故につながりかねません。まだ、ヘルメットを着用されていない方が多いのが現状です。また、自転車用のヘルメットは4,000円から5,000円と高価で、それが普及を妨げている原因とも考えられます。お隣の我孫子市で、令和5年度より自転車用へ

ルメットの購入費用として最大2,000円を補助しておりますが、利根町でも補助制度を検討する予定があるかどうかについてお伺いします。

それではまず、第1問目の外国人との共生・協働の取り組みについてお伺いします。

昨年秋に日本ウェルネススポーツ大学に大量のネパール人留学生が入学し、そのほかにも利根国際学院や、ベトナム人、中国人などの技能実習生、また日本の企業で働いている外国人、ベトナム人、中国人など、若い外国人の方が増えています。これは、利根町だけではなくありません。隣の我孫子市、取手市、龍ケ崎市や、茨城県だけではなく日本全国で、日本の学校で学び、働く人が増えています。その背景としては、日本の労働力不足、特に若い人により、国策として外国人労働力に頼らざるを得ないこと。また、外国人を日本に呼び込むインバウンド政策により、外国人旅行者も増え続けています。これは決して悪いことではありません。ただ、文化の違いから、摩擦を起こす危険性も含んでいます。

日本における2014年の外国人労働者は、全国で76万7,627人でした。2023年には204万8,675人と、何と2.6倍にもなっています。コンビニ3社では、外国人アルバイトが8万人、今年2月時点なんですけれども8万人を超え、働いている全体の社員の1割になっていると。

日本の社会はこのように大きな転換期に来ており、好むと好まざるにもかかわらず、多文化社会との共創、共創というのは共につくる、共同の協と、それから創造の創ですね、その共創を図っていかなければなりません。また、茨城県では、外国人、特に昨日の新聞でしたか、出ていましたけれども、大井川知事がインド人を積極的に採用しようとする動きが急速に進んでいます。であるなら、外国人と多文化共生を前向きに取り組んでいく必要があると私は考えます。

そこで、佐々木町長にお伺いします。急増する外国人に対して、町として共生、共に生きる、協働、共に働くについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えをします。

日本ウェルネススポーツ大学や利根国際学院の留学生など、当町も多くの外国人が住んでおり、先日行われました利根町民納涼花火大会にも多くの外国人の方が来られ、とねまち音頭など町民の方と一緒にあって踊って楽しんでいる風景を目にいたしました。また、昨年10月、羽根野台自治会では毎年恒例の芋煮会に同じ地区に住む留学生33名を招待し、地区の方々と交流、親睦を深めていただいております。8月10日土曜日の羽根野台自治会の夏祭りに御招待いただき、夏祭りの当日だけでなく、前日の準備から多くの留学生が参加していただいた話や、同じ地区の留学生同士のカップルが誕生した話など、地区の方から大変うれしいお話を伺いました。少しずつですが、町や地区のイベントでの留学生との

交流が多く見られるようになってきたのかなと感じております。

羽根野台では、羽根野モデルといいますか、外国人の皆さんと仲よくいろいろな面で話し合いをしながら進んでいく。特に、今度9団地の会長さんたちが私のところ来ることになっていきますけれども、そんな中で、外国人問題、いろいろな問題を話し合うことになっております。急増する外国人に対する取組とか、令和4年度より住民協働事業として、日本語サロンさんが増加する外国人に対して、「やさしい日本語」を使いながらコミュニケーションを図れるよう、主に週2日取組を行っていただいております。

生活面におきましては、これまでも外国人向けの「ごみの出し方」のパンフレットをお配りしておりました。今年度は、留学生が多いネパール語に対応したパンフレットを作成し、日本ウェルネススポーツ大学や利根国際学院の留学生などにお配りする予定であります。

今後につきましては、先ほど紹介しました日本語サロンさんや利根町国際交流会などと連携した活動が必要になってまいります。「やさしい日本語」での情報提供や、町や地区のイベントの参加だけでなく、外国人向けの講座などについても検討し、様々な団体等と協働しながら、外国人との地域共生の推進に取り組んでまいります。

9団地の方々とそういう話、どうしたらいいのかという問題点についてしっかり話し合いをして、羽根野モデルじゃないですけれども、そういうものを浸透させていく、今はそういうふうに私は考えているところでございます。やっぱり、みんなで協力して過ごしていけるような利根町をつくるってことは大事なことです。佐藤議員も思っているんじゃないでしょうか、一緒になって外国人と共生できるようなまちをつくっていきましょう。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今、ただいま町長の、これから外国人の方と共に仲よくやっという心強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

では次に、利根町の過去5年間の人口の推移（日本人、外国人の内訳）について伺います。また、国別の状況はどうなっているかについて、これは五十嵐議員の質問でもう一応御回答いただいておりますけれども、国別の状況についてどうなっているかについて伺います。

○議長（大越勇一君） 大津住民課長。

○住民課長（大津聖二君） それでは、過去5年間の人口の推移についてでございますが、事前にお配りいたしましたA4横長の参考資料を御覧いただきたいと思います。

各年の7月31日現在の人口が記載されてございます。

令和元年、1万6,205人中、日本人1万5,841人、外国人364人。令和2年、1万5,846人中、日本人1万5,546人、外国人300人。令和3年、1万5,642人、そのうち日本人が1万5,357人、外国人が285人。令和4年、1万5,494人中、日本人1万5,148人、外国人346人。令和5年、1万5,340人中、日本人1万4,887人、外国人453人。令和6年、1万5,309人中、

日本人1万4,571人、外国人738人。

日本人は減る一方でございますが、佐藤議員の冒頭の御挨拶にもあったとおり、外国人、ここ一、二年で急激に増えてございます。

また、外国人の登録状況につきましては、五十嵐議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、7月31日現在で、28か国、738人の外国人が住民登録をしております。町の全人口が1万5,309人で、外国人の割合は4.8%でございます。最も多いのが、ネパール人247人、2番目がベトナムで176人、以下、中国人82人、スリランカ人60人、フィリピン人35人でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今の御答弁いただきまして、人口の推移としましては、令和元年から令和6年までに、利根町全体で1万6,205人から1万5,309人に減っております。その中で、日本人が、令和元年1万5,841人に対して、令和6年は1万4,571人と、1,271人減っております。それに対して、外国人の方は、令和元年は364人でしたがけれども、年々増え続けまして、現在738人ということで、令和元年に対して374人増えているということで、日本人が少なくなった分を外国人が補っているというのが現実でございますが、実際に利根町の人口は、残念ながら減少し続けております。聞いた話では、赤ちゃんが生まれる方が1年間で30人しかないというふうな話も聞いておりますので、そういう意味でも、若い外国人の方が利根町に来ていただくということは非常にありがたいことではないかと思うんですけれども。

ただし、これからが次の質問の内容なんですけれども、先ほど町長のほうから、いわゆる芋煮会に出たりとか、お祭りに参加していただいたりとか、いい面を強調されましたけれども、最初の私の話にもありましたように、ただ文化の違いによるやはり摩擦というのでも起こる可能性は、非常に多いわけなんです。現実には、私は、町民の方から外国人に対する苦情ですね、特にごみの分別、自転車の交通マナー、狭い道でスピードを出すので危ない、大きな事故につながりかねない、閑静な住宅地で夜中に大声で騒ぐなども増えていきます。それに対して、町としてどう対応しているかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） 外国人のごみの出し方に対する対応につきましては、五十嵐議員の御質問でも御答弁いたしました。住民課で転入手続の際、ごみと資源の出し方の外国語用パンフレットをお渡ししており、留学生を受け入れている学校からも御指導をいただいております。

また、苦情が寄せられたときの対応につきましては、外国人に限ったことではございませんが、職員が現地へ赴き状況を確認いたしまして、原因者が特定できましたら御自宅に伺い、改善に御協力いただきたい旨のお話をさせていただいたり、御不在のときには通知

を出すなどの対応をしております。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 外国人に対する自転車の交通マナーについてでございますが、以前より町民の方から「交差点を止まらずに直進してきた」「2列で走っていた」など相談を受けておりました。町といたしましては、相談を受け、その都度取手警察署に巡回強化の依頼や、外国人に対して交通マナーの講習等の実施を依頼しております。またあわせて、外国語学校にも町へ問合せが来ている旨の説明をいたしております。

なお、交通マナー違反については、外国語学校側も把握しており、学校側の対策といたしまして、1校では、来日した際に通訳を介し日本の交通ルールについての講習を実施しております。またもう1校では、交通ルールについての講習を毎週行っていると聞いております。また、マナー違反を見つけた場合には、その都度注意を行っているとのことでした。

なお、取手警察署にも外国人の交通マナーについて同様の相談があり、今年度に入ってから2校の外国語学校の生徒に対して交通マナー講習会を実施しており、町としても、この講習内容の把握をするために、講習会に防災危機管理課の職員2名が参加しております。

引き続き、取手警察署や外国語学校と協力し、外国人の方への交通マナーの周知啓発に努めてまいります。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今御答弁の中で、ごみ出しにしても自転車の交通マナーについてもいろいろ指導しているというお話なんですけれども、実は昨年12月も私同じような質問しまして、それからその後1月以降、町民の方からの苦情というのは毎月のようにあるんですね。つい最近もあるんですよ。ということは、学校を通してやっているとか、警察を通して指導していると言っているにもかかわらず、まだ実際には行われていないと。

昨日も、私ちょうど昼休み中に早尾から利根町役場に来る途中に、ネパール人の女子留学生2人が二人乗りやっていたんですね。だから、その場で注意して、二人乗りは交通違反だからやめなさいって言ったんですけれども、そういうことを行われておりますし、また学校を通して、ごみの分別についても書面を渡して徹底しているというふうに言っているんですけれども、学校は本当に学生の生活指導を行っているというのは、大変疑問に思います。というのは、ごみ出しの問題で、やはり直らないのでということ言ってきた方、自分たちで選別しているっていうんですよ。早尾台の方なんですけれども、1か月前ですよ、そう言われたのは。

ですから、ただ指導しているとか、やっているというふうに言っていますけれども、現実にはやられてない。それは、文化の違いとかありまして、海外ではごみの分別をする習慣というのはないです。ですから、ただ資料渡したりとか、学校を通して指導するというだけではなくて、現地で実際に外国人に対してごみはこのように分けるんだよというふう

に指導しなければ、彼らは理解できません。ということで、ある自治会では、実際に住んでいる学生を呼んで、ごみ集積所のところで、これはプラスチックあつそうするとか、生ごみはこうするとか、そういう注意をしたと。そうすると、彼らは理解して、その後は問題がなくなったということです。町というのは本当に現場に行つて、その辺のところを把握しているのでしょうか。彼らもちゃんときちんと説明すれば理解でき、また日本社会に適応し、日本人と仲よくしようと考へているわけですね。

ですから、そのことについていかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 雑賀生活環境課長。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは御質問にお答えします。

以前、学校のほうにお伺いしまして、一応生徒に対してごみ出しのほうの説明について協力してくれるというお願いは受けておるんですけども、新たにパンフレットが作成できましたら、これから学校のほうに配布するに当たつて、またその際、協力のほうのお願いはしていこうと思ひます。

また引き続き、先ほども答弁をいたしましたが、ごみ出しのほうがかちんとできなかつた場合には職員が現地のほうに向かひまして、原因者が分かりましたら御自宅に伺つて、改善の御指導のほうをいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 先ほども答弁させていただきましたが、それ以外にも警察のほうで立哨を最近2回、別の日にやられているといった情報もありますし、私も羽根野方面から通勤をしておりまして、やはり前よりはでも落ちついてきたのかなという気はしておりますが、私も見かけたときには注意していきたいと思ひしております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） いろいろとやっておられるということは分かりました。

先ほども申しましたように、やはり現場に行つて、見てほしいんですよ、現実に。交通マナーおかしい学生がいるとか、それからごみ出しよくやつてないって言ったのであれば、そこの現場のほうに行つて、外国人に直接町のほうでこういうふうにするんだよという、そういうことをやつていただきたい。これは要望です。

では次に、第4番目。利根町の就労外国人の状況、できれば業種別、これデータがあるかどうか分かりませんが、分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大津住民課長。

○住民課長（大津聖二君） 住民登録の際、確認させていただいているのは、在留資格でございます。

就労外国人の状況を業種別にとつてでございますが、在留資格別の人数については把握しているのですが、業種別については、申し訳ございません、把握はしてご

ございません。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 当町におけます就労外国人の人数ですが、各種統計調査の結果を確認させていただきましたが、当町のみ的人数というのは集計されている調査はございませんでした。

茨城県の就労外国人の人数につきましては、令和2年国勢調査の結果報告書に掲載されていまして、参考までに申し上げますと、15歳以上の男性が1万7,318人、女性が1万3,864人、計3万1,182人となっております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 感覚なんですけれども、私なんか周りで見ていると、例えば自動車の修理工場であるとか、それから鉄工所で働いている方が羽根野に寮を持っているとか、そういう話も聞いております。ということなので、それがちょっとよく分からなかったもので、もし分かればということでお聞きいたしました。

では最後に、利根町の外国人に対する「防災講座」「日本の文化、習慣、生活を学ぶ講座」「日本語支援」等についてお伺いします。また、今後の支援策についてお伺いします。

これにつきましては、先ほど町長のほうからお話もありましたけれども、町との協働事業で日本語サロンというのがありますけれども、皆さんは、茨城県国際交流協会や利根国際学院の校長先生などによる多文化共生の講演会を行い、新春お楽しみ会をやってカラオケやゲームをしたり、花火大会のときに盆踊りに参加したり、外国人との文化的交流や生活者のための日本語学習支援を週3回行い、外国人の子供の方も参加しているというふうに伺っております。近隣の市町村では、国際交流協会という公的な組織がありまして、積極的に交流の場を設けております。また、早尾台、羽根野台、八幡台では、自治会や有志の方が住民の外国人に対する苦情を受け付けております。さらに、生活面の援助もしている。例えば、アパートにエアコンがないので古い扇風機を集めて提供したり、自転車を提供したり、就職の世話までやっているとも聞いております。

ただし、今、日本語サロンというのは協働事業なんですけれども、今日午前中に峯山議員のほうからもちょっと質問ありましたけれども、協働事業というのは補助金が出るのは5年間なんです。それが終われば、このようなボランティアの活動の方に頼らざるを得ないというのが、今の現状なんです。ということで、このようなやっぱりボランティア活動には一生懸命になって、皆さん町民の方頑張っていらっしゃいますけれども、おのずから限界があります。

ですから、外国人に対して恒常的な支援を行うためには、町が外郭団体として国際交流協会を設立し、ボランティアに頼るだけではなく、町が積極的に取り組むべきであると私は考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 佐藤議員おっしゃるとおりで、皆さん、住民の方、いろいろなボランティア組織で助けていただいております。

そこで今考えているこれから先のことなのですが、地域おこし協力隊、この制度を利用して、2名、外国語のできる人間を募集いたします。そして、役場の中で、何課に置くかはまだ話合い中なのですが、組織をつくりまして、先ほど申しておられたごみ、また自転車の乗り方、あと文化が違うのでその文化、日本の文化はこうだよ、ああだよということをお教えながら共生していこうかなというところまで話合いは進めてきました。そして、羽根野モデル、さっきから何回も言うようですが、旧団地の自治会長と話合いながら一つずつ解決していこうと今、進めているところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） もう質問ではないんですけども、そういうことで、地域おこし協力隊だとかいうことで、先ほど外国人の登用の問題も言いましたけれども、やはり言葉とか現地語を話す人が役場の中にいましたら、やはり外国人の方も相談しやすいということで、そういう努力をされているということで了解いたしました。

あと、先ほど国際交流協会っていうお話をしましたけれども、茨城町で今年6月に新しく設立総会を起こして、国際交流協会というのを設立しております。何十人、50人とか60人ぐらいですね、市民の方が集まって、そういう協会を設立したということで、そういう組織的な体制もできてきたということなので、その辺のことも将来的に御検討いただければと思います。

では次に、2番目の不登校の現状と対策についてということでお伺いいたします。

現在、日本全国で不登校の生徒が増えており、全国で30万人とも聞いています。利根小学校、統合前は文小と布川小、文間小の合計で結構ですけども、利根中学校の過去5年間の不登校の生徒数についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） それでは、当町における病気や経済的な理由以外で年度内に30日以上欠席している不登校児童生徒数についてお答えいたします。

まず、小学校の不登校児童数ですが、議員のおっしゃられたとおり、利根小学校は今年度開校2年目となっておりますので、令和4年度以前の数字につきましては、統合前の3小学校の合計としてお答えいたします。小学校では、令和元年度4名、令和2年度6名、令和3年度12名、令和4年度16名、令和5年度36名となっております。また、中学校では、令和元年度8名、令和2年度14名、令和3年度17名、令和4年度22名、令和5年度28名となっております。

小中学校ともに、新型コロナウイルス感染症対策としての長期休業が行われた年から、増加傾向になっております。また、令和5年度に大幅に増加した理由につきましては、これまで国の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、

「コロナ感染不安」を理由にした欠席は不登校扱いにしておりませんでした。令和5年度の調査から「コロナ感染不安」を理由にした欠席につきましても、不登校扱いとして計上することになったためでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） どうもありがとうございました。ただいまの課長の御報告では、ここ5年、令和5年になって、コロナの扱いとかもあるにしても、急増していると。それ多分、全国的な傾向だと思うんですね。

それで、やはりコロナで自宅にずっといる間に、そういう何ていうか、原因ができて不登校につながっていくとか、それから夏休み終わった後が何か出てこない人もいるとか聞くんですけども、その辺について、不登校生徒に対して町としてどのように対応されているのかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） こちらにつきましては、（2）番の質問ということでよろしいでしょうか。

○3番（佐藤眞一君） 2番です。はい。

○指導課長（丹 晴幸君） こちらの質問につきましては、令和6年第1回定例会において新井邦弘議員より同様の質問をいただきましたので、その際の答弁と重複する部分が多分でございますが、お答えさせていただきます。

不登校児童生徒への対応につきましては、発生前の未然防止と、発生時の支援が重要でございます。また、町教育委員会と学校とが一体となって、その対応を進めることが必要であると考えております。

まず、学校においては、不登校の未然防止策として、日頃の悩みや不安を打ち明けられるよう生活アンケートを毎月実施したり、児童生徒の学校生活に対する意欲や満足度及び学級集団内の人間関係を客観的に測定できるQ-Uテストを年2回以上実施し、児童生徒の心理状況を早期に把握・分析できるよう調査を実施しております。その結果が気になる児童生徒には、状況に応じて2者面談を実施したり、保護者との連携を図ったりしながら、一人一人の悩みや不安に寄り添う教育相談体制を取っております。また、この教育相談には、担任をはじめとした教員だけでなく、県のスクールカウンセラー、町の教育相談員やスクールソーシャルワーカーなどの専門家が対応しております。スクールソーシャルワーカーについては、積極的に家庭訪問を行い、専門的な立場で不登校児童生徒及び保護者へのアドバイスを行っております。

さらに、中学校にはウイングルームという名称の校内フリースクールを設置し、何らかの理由で教室に入れない生徒の居場所を確保し、不登校の未然防止に努めております。

教育委員会におきましても、町小中学校生徒指導主事連絡協議会を毎月開催し、児童生徒の実態を小中連携して状況確認をし、不登校になってしまった児童生徒や、不登校にな

りそうな児童生徒への適切な援助指導の在り方について指導しております。また、学校の教育相談担当者を対象に、茨城県の教育研修センターから講師を招き、不登校児童生徒に対する実践的な支援の在り方について研修を実施しております。

さらに、町の適応指導教室「とねっ子ひろば」は、学校には登校できなくても、「とねっ子ひろば」であれば通室できる児童生徒の学びの場として、有効に機能していると考えております。

また、現在、不登校は問題行動として捉えるのではなく、個々の能力や価値観を尊重しながら、児童生徒にとって自立のために必要な学びの場を確保することが重要とされております。令和元年10月25日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」においても、「不登校児童生徒については、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、本人たちが自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立できることを目指す」とされております。さらに、令和5年3月31日付文部科学省通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」いわゆる「COCOLOプラン」においても、「すべての不登校児童生徒が、学びたいと思ったときに学べる環境を、教室以外に整備することが必要である」とされており、令和7年度に向けて旧文間小学校跡地に総合教育センターを設置して、適応指導教室における不登校児童生徒への支援の質を高めていきたいと考えております。

これらのことから、学校を休んでいる間は、休養や自分を見詰め直す時間でもあるという点を十分に考慮し、児童生徒の学校復帰のみを最優先とするような対応は避けるべきであると考えており、今後も継続して児童生徒や保護者との丁寧な教育相談と実態把握に努め、個別最適な支援を行いながら、一人一人が安心して生活できる居場所づくりの推進に取り組んでまいります。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） では次に、最後の質問なんですけれども、不登校が続いている一つの原因として、いじめというのがあるということもあるわけですね、原因の一つとして。過去に、私最近聞いた話なんですけれども、いじめに関して利根中学校で重大事態があったというふうに聞いております。それに対して、町はどのように認識し、どのように対応されたのか。また、仮にそのような重大事態が発生した場合に、どのように対応していかれるのかについて、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 過去に町内で発生したいじめに関し、町が重大事態と認定したのは、平成29年12月25日付で中学校からの報告を受けてございます。その後、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識や経験を持った委員で構成される第三者委員会である「利根町いじめ問題調査委員会」を平成30年8月に立ち上げ、おおむね月に1回のペースで延べ27回の調査委員会が開催されました。また、この調査委員会とは別に、関係する生

徒や保護者，学校職員や教育委員会担当者等への聞き取り調査が，延べ23名，47回にわたって実施されました。このほかにも，いじめ問題調査委員による資料閲覧調査，保護者への中間報告等を経て，令和2年11月にいじめ重大事態の最終報告書がまとめられております。この報告書は，令和3年3月から令和4年3月までの1年間，利根町公式ホームページでの公表を行いました。

この重大事態に関しては，町内で初めて認定されたいじめ重大事態であり，当時は調査委員の人選や予算の確保もされていなかったために，また町関係条例を整えるなど，調査開始までに大変時間がかかってしまいました。この反省を踏まえ，現在は，いじめ問題調査委員会を常設の町教育委員会の附属機関として，重大事態発生時にはすぐに参集・対応ができるように準備をしております。また，学校に対しては，毎月，児童生徒のいじめ発生件数の報告を求めるとともに，重大事態の発生の有無についても報告を求めてきております。

現在は重大事態の発生報告はございませんが，仮にいじめ重大事態発生の報告があった際には，いじめ防止対策推進法，いじめの重大事態の調査に関する国のガイドライン等の法に沿った対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） どうも御報告ありがとうございました。私もそのことは，御本人から詳しく聞いております。ただ心配なのは，今回常設されるということなんですけれども，いじめが発生したのが平成25年で，調査委員会の報告書が出たのが令和3年ですね。10年近くかかっているんですね。ですから，そういう重大事態になる前に，やはり未然にやらないと，起こってからでは遅いんですね。その点を今後ともよろしく願いいたします。

次に，3番目の，もえぎ野台団地の投票所について御質問いたします。

来年は，町長選挙，町議会議員補欠選挙が行われ，投票率を上げることが課題ではありますが，さきの選挙で，もえぎ野台地区の投票率が極端に低かったと聞きます。先ほど資料いただきましたけれども，やはり横須賀集会所というのがもえぎ野台地区なんですけれども，38.78%と，全体の投票率53.2%に対して，やはり非常に低くなっております。

ということで，投票率についてお伺いいたします。すみません，私がちょっと言いましたけれども，昨年の町議会議員選挙における投票区別の投票率についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（中村寛之君） 皆さんのところのお手元に資料を配付していると思いますので，御確認いただければと思うんですけれども，令和5年4月23日執行の利根町議会議員一般選挙の投票区別の投票率につきましては，第1投票区，利根町民すこやか交流センターの投票率は53.16%，第2投票区，上柳宿集会所の投票率は

46.88%，第3投票区，早尾台自治会館の投票率は56.57%，第4投票区，利根町文化センターの投票率は53.11%，第5投票区，羽根野台区民センターの投票率は54.44%，第6投票区，横須賀集会所の投票率は38.78%，第7投票区，旧文間小学校の投票率は65.18%，第8投票区，立木公民館の投票率は56.90%，第9投票区，羽中集会所の投票率は65.18%，第10投票区，利根町生涯学習センターの投票率は62.30%，第11投票区，利根東部農村集落センターの投票率は61.48%，第12投票区，利根ニュータウン集会場の投票率は50.07%，第13投票区，利根フレッシュタウン自治会館の投票率は58.80%で，全体の投票率は53.20%になります。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今の御報告にもありますように，かなり高いところと低いところの差がありますよね。

その中の横須賀集会所というのは，ちょうどもえぎ野台地区になると思うんですけども，その投票率が低い理由としては，いろいろ考えられますけれども，その大きな理由として投票所の場所が分かりにくい，これは随分昔から言われておりましたけれども，町としては投票率が低い理由についてどう考えておられるか，お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 中村選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（中村寛之君） 先ほどの答弁にもありましたが，令和5年4月23日執行の利根町議会議員一般選挙の投票率は53.20%で，前回と比較しますと4.74ポイント下がっております。特に，大平・横須賀・もえぎ野台の第6投票区の投票率は38.78%で，町平均を大きく下回っております。第6投票区のもえぎ野台には多くの若年層が住まわれており，若年層の低投票率については全国的な傾向となっております。その要因としましては，日常の忙しさ，政治に対する興味のなさ，どの政党や候補者に投票すべきか分からないなどが考えられ，政治，選挙への関心の低さが低投票率につながっております。

政治を身近に感じ，選挙に関心を持ってもらうことが，全体の投票率向上につながると考えております。選挙管理委員会としましては，ポスター掲示，啓発物品の配布，町公式ホームページ，行政アプリ，情報発信メール，「広報とね」，広報車及び防災行政無線など様々な手段により，選挙に関する啓発，周知を行い，引き続き投票率の向上に努めてまいります。

また，投票所につきましては，入場券への投票所案内図の記載だけではなく，町公式ホームページ等で周知を図るほか，議員御指摘の第6投票所につきましては，看板の設置などにより投票所の案内を引き続き行ってまいります。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 一つの案としまして，分かりにくいという話もあるので，現在の投票所を横須賀集会所からもえぎ野台団地の集会所に移転する，そういう考え方もありま

すけれども、町としてそのような検討する予定があるのかどうか、お伺いしたいと思います。もえぎ野台団地は500世帯あり、また若い人が一番住んでいる団地ですので、何らかの方法を町としては考えていただきたいと思います。

以上、お伺いたします。

○議長（大越勇一君） 中村選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（中村寛之君） 第6投票所である横須賀集会所につきましては、もえぎ野台集会所と比べると、数台ではございますが駐車場が確保されていること、階段等の段差が少ない環境であること、また施設面積が広く、複数の選挙を同時に執り行えることができるなどから、投票所の移転は考えておりません。

しかしながら、今後さらなる人口減少や高齢化が進むことが見込まれますので、このような状況を踏まえ、投票区の見直しについては、町内の人口動向や投票区ごとの事情等を注視しながら、必要に応じて検討してまいります。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今のところ移転の考えはないということですが、来年の選挙まではまだ1年弱ありますので、また御検討のほうをお願いいたします。

では次に、利根町地域公共交通計画の進捗状況についてお伺いたします。

今年7月末に作成予定と聞いておりましたが、初日の町長の御答弁で一応もうそれはできて、これから説明をいたしますということですが、その骨子ですね、基本的な考え方、例えばオンデマンドバスを導入するだとか、ライドシェアを入れるだとか、自動運転などですね、そういうものを含めた計画について、町長にお伺いたします。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 地域公共交通計画の策定状況でございますが、現在、骨子案を取りまとめ、住民説明会を実施する段階となっております。決定事項ではございませんが、計画の基本的な考え方としまして、「現在は、町内を運行する多様な公共交通サービスが皆様の生活を支えております。公共交通サービス同士のつながりを強化することで、皆様の生活をより強固に支えていきます。一方で、社会情勢の変化等により、行政・事業者だけで公共交通サービスを維持することが難しい状況にあるため、地域住民やその他関係者とも一丸となって公共交通サービスを支えることを目指します」としております。

今後の取組等につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 計画の中に位置づける内容につきましては、特にA I オンデマンドバス、ライドシェア、自動運転も含めた取り組むべき施策につきましては、住民説明会、意見交換の中で提案をいただいたりとか、パブリックコメントを実施した結果を踏まえて、最終的には学識経験者、町の交通事業者、住民等で組織しました地域公共交通活性化協議会の中で検討してまいります。

今後の取組予定、計画策定の進捗状況でございますが、行政報告のほうでも町長のほうでお伝えしましたが、7月10日に地域公共交通活性化協議会において骨子案を示し、委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。

また、先週の8月31日土曜日に布川地区コミュニティーセンターと文化センターの2か所で住民説明会、こちらについては具体的な施策の意見募集という形にはなるわけなんですけれども、説明会を開催いたしました。今週の土曜日、9月7日には旧文間小学校と生涯学習センターにおいて、同様の住民説明会を開催する予定となっております。

議員の皆様への説明につきましては、本日の議会終了後、この後予定しておりますので、お忙しい中申し訳ございませんが、御出席のほうをお願いしたいと思います。

そのほか、近隣の龍ヶ崎市、取手市、我孫子市、また茨城県交通政策課、交通事業者と意見交換を行っておりまして、当町の現状や、これから乗り入れ、連携を進めていく上での要望も含めまして、お願いをしてきたところでございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） あと、2番目は、地域公共交通計画についての今後の工程表ということですが、これから計画は提示されるということですので、それを見てからしたいと思います。

3番目として、町としてこのようなガイドマップ、路線図等、時刻表ができて、非常に便利になったというふうに好評です。

ということで、福祉バス、ふれ愛タクシー、送迎サービスの過去3年間の利用者数についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 勝村保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは初めに、福祉バスについてお答えいたします。

現在、福祉バスは、町内を一周する外回りコースが1台、文地区と布川地区を巡回する内回りコースが1台、合わせて2台の車両で運行をいたしております。

御質問にあります利用者数でございますが、令和5年第2回定例会、並びに令和6年第1回定例会でも利用状況について答弁しておりますが、令和5年度につきましては、外回りが2,941人、内回りが4,714人、合計すると7,655人の利用がありました。令和4年度は、外回りが2,768人、内回りが4,241人、合計すると7,009人の利用がありました。令和3年度は、外回りが2,739人、内回りが4,180人、合計すると6,919人の利用者数となっております。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

現在、ふれ愛タクシーは、町内全域及び龍ヶ崎市の南が丘や河内町の生板地域などの利根町と隣接する地域で特例地域と、スポットとして龍ヶ崎市の関東鉄道竜ヶ崎駅、また龍

ケ崎済生会病院，令和4年7月から取手市のJAとりで総合医療センターへ乗り入れをしております。

御質問にあります過去3年間の利用者数でございますが，令和5年度につきましては，町内，先ほどの特定地域を利用された方が4,843人，龍ヶ崎方面の関東鉄道竜ヶ崎駅，済生会病院を利用された方が2,199人，取手方面のJAとりで総合医療センターを利用された方が1,659人，合計8,701人の利用がありました。令和4年度は，町内及び特定地域を利用された方が4,847人，龍ヶ崎方面の関東鉄道竜ヶ崎駅，済生会病院を利用された方が2,228人，取手方面のJAとりで総合医療センターを利用された方が743人，合計7,818人の利用がありました。令和3年度は，町内及び特定地域を利用された方が5,510人，龍ヶ崎方面の関東鉄道竜ヶ崎駅，済生会病院を利用された方が2,537人，合計8,047人の利用でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） ちょっと時間もありまして，送迎サービスの件については以前も報告がありましたので，最後の御質問ですね，自転車用ヘルメット購入補助についてお伺いいたします。

我孫子市では，令和5年より自転車用ヘルメットの購入費用として最大2,000円を補助しておりますけども，利根町として補助制度を検討する予定があるかどうかについてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） ヘルメットの購入補助金でございますが，現在町として実施しているものといたしまして，自転車通学用ヘルメット支給事業として，利根中学校入学時に新1年生に対して自転車通学用ヘルメットを支給しておりますが，一般の方に対しての補助制度はないというのが現状でございます。

我孫子市の自転車用ヘルメットの購入補助事業でございますが，子供たちへのヘルメットの着用促進事業として，対象者が平成16年4月2日から令和5年4月1日までに出生した者であること，最大2,000円を補助するというような，我孫子市では補助制度でございます。

また，県内でもまだ一部の市町村が実施している状況でございますが，町といたしましては，今後，近隣の市町村の動向など注視し，補助制度の条件や予算等を含め検討していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質問が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回の本会議は，明日9月6日午前10時から開きます。

本日は，これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 4 5 分散会